

平成24年第1回太子町議会定例会（第436回町議会）会議録（第2日）

平成24年2月27日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	橋 本 恭 子
15番	中 井 政 喜	16番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽 一 郎
書 記	森 本 麻 友		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

（開議 午前9時58分）

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成24年第1回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、中藪清志議員。

○中藪清志議員 1番中藪清志。通告に従い一般質問のほうをさせていただきます。

改めまして、おはようございます。最近ち

よっと思ったんですけれども、私の年齢も36ということで、比較的若い世代の方とお話しさせていただく機会が多いのですが、その中でもっと太子町という名前を地域外の人に知ってもらいたい、また新しいことにチャレンジしてほしい、姫路のほうとか、姫路のちょっと西とか、姫路のちょっと横ですっていう説明をしたくないっていうような声をすごく聞く機会が多いんですけれども、そんな中、最近では以前よりは新聞で太子町の取り組みだったりですか名前を見かけるようになったなあっていうふうを感じることも多いので、それを見ると、これからも当局の方には真新しい取り組み等々にぜひ取り組んでいただいて、メディアを使って太子町のアピールをどんどんしていただければなあっていうふうに感じていますっていうことをまずお伝えさせていただければなと思ひまして、あいさつにかえさせていただきます。

では、本題の質問に入らせていただきます。

まず最初に、一つ目としまして、住民票などの休日交付をという件についてでございます。

昨年度、太子町では約1万7,000件の住民票の交付が行われておりますが、多くの住民が仕事を持ち、証明書の交付のために仕事を休んだりしないといけないなど、大変不便を感じているという声を聞きます。町民の利便性の向上のため、休日の住民票などの交付を検討できないかを質問いたします。

一つ目に、自動交付機の設置についてなんですけれども、一つの問題点として投資に見合う収入が得られるのかという疑問もありますが、有効な手段の一つであるかと思ひますので、そちらはいかがでしょうか。

また、現状休日に当直で職員の方が出勤していらっしゃるかと思うんですけれども、同じ人口規模であり財政規模も余り変わらない播磨町さんで運用してます、平日に電話での申請による予約を行い、休日に渡すという方式をとることはできませんでしょうか。最小

限の投資で住民の利便性を向上するにはいい方法だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） まず、1点目の自動交付機の設置につきましては、第4次新行政改革大綱の取り組みの中で、窓口業務の改善ということで住民票の多様な発行方法の一つとしまして、継続した検討を行っております。導入に当たりましては、住民票の交付のみで約4,000万円の多額の経費が必要でございます。現庁舎では設置場所の確保等も困難なため、新庁舎建設にあわせまして休日等の証明書交付サービスの手段の一つとして、今後も引き続き検討していきたいというふうに考えております。

なお、現行の運用としましては、窓口の時間外延長を実施しておりますので、平日の業務時間内に登庁できない方につきましては役場の正面玄関西、夜間休日受付専用窓口「夜間ポスト」を設置しております。申請書とあわせまして手数料、郵送料、本人確認書類を同封し投函いただければ、翌開庁日に返送させていただきますというふうにしております。

それと、休日の当直でございますが、電話予約による休日の証明書交付につきましては、これまでも庁内検討をしております、平成16年度の検討時には住基カード、運転免許証等の提示によりまして住基ネットを活用していただければ広域交付が利用できまして、休み時間などに遠方の勤務先にお勤めの方につきましては、その当該所在の市町村に出向いていただければ広域交付が可能となりました。

それと、太子町では窓口業務の時間延長で対応できるということもありましたので、その時点では実施を見送った経緯がございます。

それから、平成20年度の検討時には、平成19年の住民基本台帳法の改正がございまして、住民票を交付できる者の範囲がそれまでの何人でもということから、本人及び同一世

帯員に制限されております。請求時の本人確認の厳格化が図れたということでございます。そのことによりまして、夜間ポストによる申請は手間がかかる反面、本人の記述があるため電話予約より確実であるということでございます。電話による予約では成り済ましが懸念されること、また住民票には家族全部であるか、または本人のみか、本籍、続き柄表示等の有無等の選択が多く、電話予約した内容と本人が希望する内容が異なった場合、日直では対応できなくなってしまうので、急がれる場合は休日交付より当日の時間外延長による交付が有効と考えられることから、業務時間の延長を軸として継続して検討を進めることとしております。

いずれにしても、休日等の証明書の交付サービスにつきましては住民サービスの向上に向け重要な課題でもございます。今後の新庁舎建設の検討にあわせまして、自動交付機の導入とともに、あわせてサービスのあり方を再度検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 答弁の中で、現状できない理由、しない理由っていうのと、以前検討されているっていうことはわかりました。

また、新庁舎というところがあるかと思うんですけども、そちらができてからいろいろやられるという、それに向けて検討しているっていうことは十分承知なんですけれども、現状からそれまでの間の期間、今現在そういう問題点がちょっと発生しているということもぜひ認識していただきたいっていうのと、夜間窓口のポストについてなんですけれども、余り資料を出すのもあれなんですけど、こういうものがあるっていうのは私のほうは知ってはいるんです。ただ、ホームページ等々にもその内容も見当たりませんし、知らない方のほうが大半かとは思われますので、もし播磨町方式等々も取り入れられないのであれば、もっとこういう夜間ポストの窓口が

あることですか、あと、たまに広報にも時間延長のこととかは載ってるんですけども、他地域でも住民票とかとれるよっていうことをさらに徹底して広報、先ほどもちょっと広報最近新聞等々でもいい感じですよっていうのもお伝えさせていただいたんですけども、もっと一、二回載せたっていう形ではなく、どんどんいろんな方、町民の方に向けていただいて利用していただける方向に話を進めていただきたいなと思います。実際に知らずに仕事を休んで途中で抜けて来られてる方っていうのが大半かと思うので、そのあたりもぜひ検討いただきたいなっていうふうに思いますのと、ちょっと難しいとおっしゃられましたけれども、本人確認等々も必要ではあるかと思いますが、役場に人がおられるのであれば、こういうポストでのやりとりというよりは実際に顔が見える場での受け渡しっていうのがやっぱり一番理想かなと思いますので、また再度になってしまって申しわけないんですけども、ぜひともその播磨町方式をうまく活用できる方法はないかなとかっていう研究はぜひやっていただきたいなと思うんですけども、広報についての件の答弁のほうだけよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 他の市町村での休日交付のことを申し上げられたわけですけども、その休日交付に当たりましては、他の市町村ではシルバーさんをお願いして本人の確認の上手料金を徴収し交付する運用がなされているというふうにお聞きしております。

これは、住民票の発行業務が行政事務を執行する者でございますので、やはり今先ほど議員おっしゃられましたように、本人確認が本当に大事なものとなってきます。確認が甘くなるとやはり問題等も起こってきますので、その辺は徹底して、その辺を重要視しながら努めていきたいというふうに考えております。

時間外における請求方法についてのお知らせ

せてございますが、ホームページのよくある質問コーナーには休日等の申請方法については掲載しております。さらに広く周知いただくために「広報たいし」にも再度掲載し、PRに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 では、またその件についてはよろしく願いいたします。

続いて、次の質問に行きたいと思えます。

続きましては、子供の通院医療費無料化についての問題でございます。

最近特にそのお話も結構出ているかと思うんですけども、以前の答弁の中でも中学3年生までの医療費完全無料化には当初予算プラス年間7,900万円かかるというふうに聞いておりますが、すべてではなくて対象年齢を決めて、たとえ少しずつでも無理なくできる範囲で無料化ができないかっていうところを質問いたします。

先日の新聞等でも、特殊出生率が兵庫県下で3番目に太子町が高いということを報道されておりました。また、町長の24年度の施政方針の中にも、若い世代が多い、高齢化率も低い太子町であるっていうこともおっしゃられているように、若い人の街としてもアピールできるんじゃないかなっていうふうに思えます。そして、この医療費の問題なんですけれども、実際に今子育てをしている親御さんとお話をする中で、本当に意見を聞いても多く出てきて関心の高さっていうものは伺えるんですけども、多分そこはこれまでの流れを見ても当局も感じているのではないのでしょうか。

人口が増え出生率も高く関心も高いことを考えると、子育ての面から若い世代を支える施策を一気にではなくてもいいんですけども、ぜひ検討いただきたいのですが、こちらはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 福祉医療の関

係でございますが、入院医療に対する助成につきましては当町では平成22年4月より実施しております。無料化が実現しておりますのは県下41市町のうち中学生までとしている市町は当町を含めて20市6町でございます。通院医療に対する助成につきましては、低年齢児を中心に無料化が進んでおりますが、当町では幅広い年齢の子育てを支援することを目的に、県の制度よりも対象年齢や内容ともに、これを上回る助成に取り組んでおります。県の制度と同じ小学6年生までの助成は全市町で実施されておりますが、中学生までの助成につきましては当町も含めて7市3町のみの実施でございます。

さらに、医療費の3割負担の一部負担金について、県ではその3分の1を助成するのみでございますが、上限額を1日800円とした上で、同じ医療機関や薬局では月3回目以降を無料化としております。

現在の本町の財政状況から可能な限り上乗せを実施しているところでありますが、今後の兵庫県の補助制度の継続性が永久的なものではございません。それを財源とした事業に取り組む中で、他の子育て支援も含めまして、安定かつ持続可能な制度でなければならないというふうに考えております。受益と負担の関係にも配慮しつつ、引き続き財政の動向を見きわめながら現行制度の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 太子町では中学3年生までの入院費無料というのと、通院も1カ月同じ医療機関なら2回目まで1回800円、3回目から無料という形で実施していただいているかと思うんですけども、また他市町と比べてあれなんですけども、人口の規模と財政規模も同等に近い稲美町さんでも就学前だけに絞って子供の通院医療費を無料化されていると聞いているんですけども、そういうふうに現状でこうこうに絞るっていうのも、やはり先

ほどの答弁では幅広いついていう形であったんですけれども、逆に絞り込んでついでいうのは今現状では検討する余地もないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） ゼロ歳児から小学3年生までを対象とします乳幼児医療助成事業でございますね。これにつきましては、通院費について無料化に要する年間事業費の推計としまして、22年度の実績では年間約4,700万円が必要と見込まれております。そのうち就学前の子供を年間約3,500万円、小学1年生から3年生までの就学後の子供で約1,200万円となります。就学前の子供の医療費を無料化するためには、年間約3,500万円必要になってきます。非常に厳しい状況でございます。

兵庫県の福祉医療制度のうちこども医療費は、法人県民税の超過課税を財源として助成されております。県のほうでは、そういった形で超過課税を財源として助成されておりますので、その期間が平成26年度までとなっております。県もその時点で、それ以降どうするのか再考されるというふうに聞いております。

本町におきましてもその時点で再検討する必要があると考えておりますが、もし兵庫県の補助金がなくなった場合、町独自で財源を補てんして本町の福祉医療制度の継続をしていくという形になってきますので、さらに財政的には厳しいこととなってきます。

いずれにしましても、兵庫県の超過課税が切れます平成26年度時点で県の動向や本町の財政状況を見きわめながら、景気の動向を見きわめながら再検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 では、26年度の県の見直しによって今現状の制度もどうなるかわからない、もしくは町の負担が増えるかもしれないということですので、その県の動向を見ると

いうお答えがずっと出ているかと思うんですけれども、それしかないようでしたらしっかりとそこを見ていただいて、どうしてもそこが決まらなると何もできないかと思うんですけれども、なるべく早目、そして少しでも若い世代、子育てをする世代をもっとしっかりとサポートしていただけるような政策のほうだけお考えいただけるように要望として上げさせていただきますして、一般質問のほう終了させていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で中藪清志議員の一般質問は終わりました。

次、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 おはようございます。8番吉田日出夫です。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回の一般質問の内容は、新庁舎建設についてでございますけれども、我々議員も新庁舎の建設において宍粟とか岡山の真庭、各市役所を視察させていただきました。その内容で見させていただきましたら、確かに各市も地域の環境に沿った考え方、また地域の地産の材料などを有効に使われて建設がなされておると思います。

それには、やはり宍粟では30回、会議、それから真庭では、これは総務常任委員会での会議をやられているという形で20回ほどなされております。お互いがとにかくきちっと議論をした上で、その地域に合った庁舎が建設されておるよう感じました。

この真庭とか宍粟では、合併特例債とか国庫補助金とか、そういういろんな形の特例の形が補助がありまして建設がされておるんですけれども、当町ではそういう合併とか何かのこの特例の補助がない中で建設に当たるといことなんですけれども、これはやはり町の税収入、これをもって庁舎建設になるわけなんですけれども、やはり太子町は太子町にふさわしい、何も立派な形じゃなくても安くて安全・安心な庁舎建設を考えることが大事だと思います。

そういう意味からいいまして、今から8項目の質問をさせていただきますけども、1項目ずつ進めさせていただきますのでよろしくご回答願います。

まず1番として、新庁舎建設推進の結果、太子町存続における財政面は大丈夫なのか、それを回答願います。

**○議長（佐野芳彦）** 吉田議員、これは1問ですから、すべて8問まで質問してください。

**○吉田日出夫議員** 1項目ずつではだめなんやね。

**○議長（佐野芳彦）** だめ、それは。一問一答方式ですから。

**○吉田日出夫議員** はい、わかりました。

それでは、2番。庁舎建設用の資金有無は、またその他の資金運用の考えは。

3番、庁舎建設面積、資金総額、借入金額、返済年月日の想定はどのようにお考えになっておるか。

それから4番、年支払い可能金額は幾らになるか。

5番、基本設計のスケジュール、進捗状況はどうなっているか。

6番、建設敷地内の建設は庁舎のみか、またその他の工事計画の有無はどうか。

7番、プロポーザル方式採用の理由は何か、また当方式のメリット、デメリットはどうなっているか。

それから8番、当局の町民懇談会計画日程はいつか。

よろしく願います。

**○議長（佐野芳彦）** 町長。

**○町長（首藤正弘）** 新庁舎建設についてのお尋ねでございますが、本町におきましてはこれまで大型事業としまして平成4年、5年におきまして文化会館等建設事業で41億円を建設事業に充てております。そのうちの町債が28億4,000万円ということ、また平成9年度におきましては総合福祉会館、この建設事業で13億円、そのうち町債を9億4,000万円、平成5年度から今年度まで総合公園整備

事業で51億円、うち町債が30億1,000万円等々の事業を実施してきております。

今回の地域交流センター機能を含みます新庁舎建設事業につきましては、現在のところ総事業費で29億円程度を見込んでおるといところでございまして、これはもうざっくりの金額でございますので、これが固定したものではありません。その点ご了解をお願いしたいと思います。

その財源といたしまして国の交付金1億8,000万円、それから町債を16億8,000万円、また税、基金等々の自主財源で10億4,000万円程度を予定いたしておるところでございます。

現在の財政状況におきましては、文化会館などのそうした大きな事業の借入金の償還が終了いたしますので、新庁舎建設事業の実施によりまして財政面でも直ちに影響を及ぼすものとは思っておりません。ただ、今後とも徹底した財政管理を行いまして歳出削減を図らなければならないと、このように考えております。そうしたところを十分に財政管理をしていきたいと、このように考えるところでございます。

続きまして、資金の有無ということでございますが、先ほども答弁いたしましたとおりでございます。今総事業費申し上げましたように約29億円程度を見込んでおり、国の交付金、また町債、そして自主財源でやろうという予定をいたしておりますが、庁舎単独で建物建設費に係る起債以外の財源手当てはございませんので、地域交流センター機能を併設しました用地費等も含めた起債、そうしたものもあわせてやっていきたいなど。国の交付金を1億8,000万円、そして起債対象によります用地費6,000万円、これは2億4,000万円、これが交流センター機能を持たせた部分の取り組みでございます。そうした財源手当てをしていきたいと、このように思っております。

それから、3番の資金総額、借入金返済、また4番の可能金額というご質問でございま

すが、一括してご答弁をさせていただきます。

庁舎建設面積につきましては、ご承知のとおり新庁舎建設検討委員会を初めといたします各セクションで意見を伺っておりますので、変動する要因が今のところございます。そうした現時点では、地域交流センターを含めて約7,000平米程度予定いたしておるところでございます。資金総額29億円程度、そして借入金が16億8,000万円を予定いたしておりますが、返済期間につきましては全額が一般単独事業債で執行いたしまして、一般金融機関からの借り入れとなっております。20年間で、10年後に利率見直しの元利均等償還を今のところ考えておるところでございます。

年の支払いの可能金額でございますが、そのときの財政状況にもよりますので、本事業におきましては年間1億円程度の償還を考えているところでございます。

次に、基本設計のスケジュールの進捗等々のご質問でございますが、この基本設計、平成24年度から実施予定というところで、今のところ新年度で実施していきたいなというところでございます。今現在のところは新庁舎の建設基本計画、この案の策定に向けまして職員によります検討委員会、また外部委員で構成してございます太子町新庁舎建設検討委員会で協議をさせていただいておりますが、今後におきましては町民の皆様からもご意見をお聞きしていきたいなと、このように考えております。3月にパブリックコメントの実施、また第2回のまちづくりの集いを開催させていただき、そこでいただいた意見などを新庁舎の基本計画案に反映させていきたいと。また、基本計画が策定されましてから、今度は基本設計の作業に入っていきたい、このように考えております。

そして、この敷地内の建設は庁舎のみか、またその他の工事計画の有無というご質問でございますが、今考えておりますのが、庁舎建設以外には、庁舎と併設した町民の皆さん

が気軽に立ち寄ることができ、またなじみやすい交流スペースをとっていきたいというところで地域交流センター、また交流広場を整備し、やはり町民の皆さんに開かれたこの庁舎になっていけばというところで検討をさせていただいているところでございます。

続きまして、7番のプロポーザル方式の関係でございますが、このメリット、デメリットというところで、設計業者選定方式にはご高承のとおりプロポーザル方式のほかに、またコンペ方式、また競争入札方式等々がございます。基本構想で採用いたしましたプロポーザル方式も含めて検討を行っておりますが、これは決定事項ではございません。

プロポーザル方式とは、質の高い建築設計を実現するために国土交通省が平成6年に手続について定めたものでございまして、技術力や経験、体制などを含めた提案書を提出していただきまして、公正に評価して設計者を選ぶ方法でございます。

高い技術力や経験を持つ設計者を選ぶプロポーザル方式のメリットといたしましては、でき上がる建築の質の高さに重点が置かれておりまして、コンペ方式に比べまして提出者側も主催者側も時間やお金をかけずに簡便に対応できる点でございます。また、プロポーザル方式では設計者を選定いたしまして、それから具体的な設計が発注者との共同作業によりまして進めていくことができますので、質の高い建築設計が可能な方式であると、このように思います。

デメリットといたしましては、提案書が文書やイラストによります表現に限定しておりますため、コンペ方式に比べまして比較しにくいというご意見もございますが、案ではなく人を選ぶ方式でありますことから、すぐれた方法として今昨今多くの自治体において実施されておるところでございます。

次に、町民懇談会の日程でございますが、今現在、新庁舎建設基本計画の案の策定に向けまして町民の皆様から直接ご意見をお聞きする機会といたしましては、現在考えており

ますのが3月17日土曜日、太子東中学校の体育館、そして18日に太子西中学校の体育館で午前9時から第2回まちづくりの集いとして開催させていただきます。

なお、町民の皆様へ開催の周知といたしましては、「広報たいし」3月号への掲載、各戸へのチラシ配布及びホームページにも掲載して周知をさせていただきたいと、このように考えております。これは、あくまでも基本計画案に向けての取り組みでございますので、これからそれ以降どんどんと数多く、またこうした庁舎建設の基本設計に向けての説明会を各校区、またまちづくり懇談会等々も開催して町民の皆さんに周知徹底していきたいなど、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 ただいま町長のほうから各項目に対してお答えをいただいたんですけども、この1番で確認をさせていただきました、本当に財政面は大丈夫かという形なんですけども、先ほど町長の回答の中に予算は29億円で、これ第5次太子町総合計画の中に出ておるんですけども、この中でこれに対しての項目が、今何年度どういう金額がという形が入ってないんですけども、そこら辺をまた明確にさせていただきたいと、それと庁舎だけで物事を考えるんじゃないかって、今後、今も日本では総人口に対して5人に1人が65歳以上とか、こういう高齢になっておりますし、先ほど出てました医療の問題、子供、それから老人の問題、そういう財政面を考慮した上で本当に大丈夫なんかなと思いつての質問なんですけどもね。

そういう意味で、広報に健全化判断比率等の各項目が出ておるんです。今は確かに黒字ということで、太子町も収入に対しての一般会計のこの内容が14.13とか、それから収入に対しての全会計の赤字額が19.13とか、それから実質公債費比率が14.0、将来負担比率が95.8とかという数字が出とんですけど、こ

の今町長のご回答になりましたその金額をここへ、この24年度等に当てはめたら本当にこのグラフが完全に逆転する形になると思うんですけども、そこら辺をまた明確にわかるような形にあらわしていただけたらと、これは要望を含めてのあれですけどもね。そういう意味で私は考えておりますので、お聞きしました。

それと、庁舎建設の資金は今言われたように29億円ですけども、この中身は特にわかるようにしていただきたいことをお願いします。

それから、この年の支払い可能金額は先ほどお聞きしましたら20年間年間1億円ということなんですけども、今までの支払いの形としては、あすかホールで1億5,000万円、それからエコロ等もあって、それ以上払ってきっておられるんですけども、今後1億円だけしかそういう形ができないかなということに、本当に大丈夫なんかなということをおもいました。いろいろ財政の運用の計画があるのでそういう形になるんかなと思うんですけども、そこら辺を少しどうなんかなということをおもいました。

それと、6番の庁舎の、またほかの工事はないかという意味合いにおいて確認してるのは、今交流センターという形を聞きましたけども、この中に防災に関して、そこのお答えがないんですけども、これ今国は防災に関しては補助金も24年度3,995億円、こういう予算もって出しているんだったら、できたらこの中にそういうことも考える必要があるんじゃないかということをおもいます。この考えの中には、防災の減災事業とか資材とか備蓄の施設とか、それから防災計画上の避難所とか、それから緊急防災とか、こういう単独事業の形が出てるんですよ。そういうお答えが出てなかったんですけど、そこら辺はどうなってるんかと思えます。

それと先ほどの、次にプロポーザルのところで聞きましたんですけども、このプロポーザルを採用するときにはコンサルタントとい

う人の介入はあるんですか、ないんですか。そこら辺を一つお聞かせください。

それともう一つ、最後の町民懇談会の日程ですけれども、これ3月号に出るということですけれども、広報は自治会によって早く出るところと遅いところがあるんですよね。本当にそれで日程的に間に合うのかなということを私は思います。そういう意味では、自治会の直接の回覧とか何か、そこら辺の検討の必要があるんじゃないかということを思うんですけれども、よろしく回答願います。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この建設につきましては、いろいろ今後進めていくところですが、先ほどいみじくも議員から29億円の金額でどういうふうにシミュレーションができるかというようなお問い合わせですが、この中では我々が考えておりますのは交流センターの広場、また交流センターの建物、触れ合い的な面、そうしたものを考えながら組み入れていきたいなというところがございますので、細部にわたって本当にこれが今金額的に公表するべきものかどうかというのは、冒頭に申し上げましたようにじっくりとした考え方、そして基本計画、また基本設計等々の進捗にあわせて、そうしたところはしっかりと公表していきたいなという思いでございます。

補助金関係につきましても、それが補助金としてつく部分は、やはり今おっしゃいました防災等々で供用でする部分でございます。庁舎本体にはそれはついてこないというのが今はっきりと申し上げられる部分でございます。そうしたところは起債対応で対応していきたい、また町の一般財源で対応するというところがございます。

それから、冒頭に申されました体制的な面でございます。これ答弁でも申し上げましたが、今のところ文化会館の償還も、これは平成25年で終了いたします。福祉会館が平成28年度で終了いたしますので、これ2つを合わせましても相当の金額になり、私は十分に

その償還対応は可能であるというふうを考えておるところでございます。ちなみに今文化会館では約1億2,100万円、それから保健福祉会館5,500万円というところがございますので、25年度、28年度で終了ということになりますと、私はそうした部分で十分に対応できると、このように考えております。

あと、抜けておる点は総務部長のほうから答弁をしていただきます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） プロポーザルのご質問なんですが、コンサルが変わるかどうかということなんですが、それはまた新年度に入りましてどのような方向でもって基本設計に至るかどうか、今後の検討でございます。

それから、町民懇談会の件でございますが、先ほど町長答弁いたしましたように、まちづくりの集いが3月17、18、土曜日、日曜日でございます。「広報たいし」にも載せまことは今答弁申し上げたとおりでございますが、チラシ等も入れまして十分に合うような中身になっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 最後に、我々宍粟と真庭へ行かさせてもらいまして、ちなみに宍粟市はこの事業費、庁舎建設の事業費が25億円、それから真庭市が総事業費が27億円。そういう意味では、いつも太子町の我々のやりとりの中ではコンパクトな太子の町であるからコンパクトな庁舎をということで言われておるんですけれど、一番、今これ確認しましたら多い金額を使われるような計画になろうとしておるんですけれど、そこら辺は、本当に太子町にふさわしい、立派なという形よりも、この財政とかいろんな面で考えた上で、住民が納得し安心してこの太子町が存続できるような形を十分に考えていただくということをお願いすると同時に、こういうやりとりを今まで総務常任委員会でやってきましたけれども、今後は全員入っての特別委員会を設置しまして当局とのやりとりをさせてもらいますけれど

も、当局と議会、また住民の方々の意見をきちっと踏まえた上で今後は進めていただきたいことをお願いしまして、終わります。

○議長（佐野芳彦） 吉田議員、ちょっと補足。よろしいね。

（吉田日出夫議員「どうぞ」の声あり）

総務部長。

○総務部長（香田大然） 先ほど事業費で29億円と申しあげましたのは、総事業費でございまして、庁舎の箱物のみが29億円ではございません。用地費も入っております。ですから、その辺だけ誤解のないように念押ししておきたいと思っております。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 了解いたします。

じゃ、これで終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。4番首藤佳隆です。通告に従い一般質問を行います。

まず、質問に先立ちまして、私12月議会で太子みそを使ったメニューを学校給食で出してはどうかと提案させていただきましたが、この2月13日には太子みそ焼きそば、そしてあした28日には巖流島の決闘から400年であることを記念し、宮本武蔵にちなんで太子みそを使ったばち汁を武蔵汁と地元有志が名づけたメニューが給食に出されます。

13日に太子みそ焼きそばが給食に出た後で、私のほうにいろんな方からお声をちょうだいしたんですけども、学校から帰ってきて子供がおいしかったから家でもつくってくれと言われたのでレシピを教えてほしいとか、太子みそを使ったメニューを出しているお店にのぼりでも立ててくれたらわかりやすくいいのとか、もっといろんなところで太子みそが買えたらいいのになというふうな声が届きました。

また、小学校の給食で太子みそ焼きそばと

いうものが出たらしくて、何でもソースとは違ってあっさりしていておいしいらしいです、どこか出しているところがあれば私も行ってみようかなという、30代のお父さんの書かれているブログもありました。

また、太子みそに関してはサンテレビのひょうごワイワイのテレビ放映、e o 光ネット街角トレジャーハンターでのケーブルテレビ放映、またインターネット放映という形で太子みその積極的なPRが進んでいることは喜ばしい限りです。

町長におかれましても、今後どこか遠方へ出張されるときにはぜひ太子みそを手土産に持っていかれるよう、お願いしておきます。

今後も太子みそ、そしてそれを使ったグルメが子供から大人へ広がっていくような流れが定着していけばいいなと思いつつ、一般質問に移っていきます。

都市計画マスタープランの中で、石海地域のまちづくりの方針としてJR網干駅に近い玄関口であり、その立地特性を生かした広域交流拠点の形成を目指しますと記載されています。さらに細かく、快適な生活を実感できるまちづくり、交流が盛んで移動しやすいまちづくり、産業が充実した活力のあるまちづくりとあり、JR網干駅周辺を広域交流拠点として、にぎわいのある商業地や利便性のある住宅地、JR網干駅とのアクセス強化などが基本的な方針として記載されています。また、先日の町長の施政方針では、政策5、快適で住みやすいまちづくりの中で都市計画道路龍野線立体交差事業や、都市計画道路網干線の都市計画変更など道路ネットワークの構築を図るとあったことを踏まえて、次の3点を質問します。

まず、一つ目。JR踏切高架事業の具体的なスケジュールを伺います。

2点目、JR網干駅周辺のにぎわいのある商業地としての現状と方向性を伺います。

3番目、JR網干駅とのアクセス強化の現状と方向性を伺います。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○**経済建設部長（山本武志）** まず、JR踏切高架事業でございますが、兵庫県の社会基盤整備プログラムにおきまして、平成25年度までに事業着手予定と公表されております。既に平成24年1月で国の事業認可手続は終了いたしております、あわせて1月に告示をしたところでございます。現在は、おおむね現況測量が終了いたしております、年度内には詳細設計が完了する予定となっております。

また、今後の予定でございますが、平成30年度の事業完了を目標として順次用地買収等を進めていく予定と聞いております。

次に、にぎわいのある商業地としての現状と方向性ということでございますが、従前はJR網干駅北側の大型店舗の旧ジャスコを中心といたしまして、太子御津線沿道からJR網干駅北口までが近隣商業地域として駅前の立地を生かしました土地利用がなされておりました。しかしながら、近年集合商業施設や郊外型大型大規模商業施設などの開店の影響を受けまして、旧ジャスコが閉鎖してから以降につきましては徐々に店舗数が減少してきている現状でございます。

現在、都市計画道路龍野線の整備とあわせてJR網干駅糸井西南地区の土地区画整理事業の沿道の土地利用や、姫路市で進められております網干駅北土地区画整理事業などの都市基盤整備の促進によりまして、住環境と調和のとれた商業地が形成され、京阪神への始発駅の利便性を生かした土地利用がより一層進むことによりまして、駅周辺の活性化につながるものというように考えております。

次に、網干駅とのアクセス強化ということでございますが、現在はJR網干駅へのアクセスといたしましては主には県道太子御津線を利用されることが多く、特に駅に近接いたしました茶ノ木踏切では、ボトルネックとして慢性的な渋滞と交通障害が起きている現状でございます。また、交通量の多さに反しまして道路幅員も狭く、歩道未整備のため歩行

者や自転車の利用者によりましては非常に危険な状況でございます。

今後につきましては、昨年に都市計画決定され本年度より事業に着手しております都市計画道路龍野線や、今後予定をされております都市計画道路網干線の事業化を促進しながら、駅前周辺の慢性的な渋滞解消と、自転車や歩行者が安心・安全に利用することができる道路ネットワークの構築を進めていきたいというように考えております。

以上でございます。

○**議長（佐野芳彦）** 首藤佳隆議員。

○**首藤佳隆議員** スケジュール等を説明いただきました。

答弁にあるように、茶ノ木踏切の渋滞というのはもうかなり前からの懸念事項でありますので、これの解消ということが非常に町民の方々の関心事項でもあります。

また、答弁のほうで京阪神への始発駅ということもおっしゃられたわけですが、最近ちょっと網干駅始発の電車が少なくなっているというふうな状況もありますので、その辺のことも考えつつ、これから進んでいけばとは思いますが。

一般質問に先立ちまして、私も石海地区の自治会長さんからいろんなことをお聞きしたりもしたんですけども、まずにぎわいのある商業地ということも関連しまして、糸井南自治会ですが、ご存じのとおり古い商店が建ち並ぶ地区であるんですけども、地元からも開発に関する組合がなくなって定期的な進捗状況説明が滞ってるんだというふうな声も聞いてます。にぎわいのある商業地というプランがどのようなものかになっていくのかについて、今答弁のほうではご説明していただいたんですけども、もっと地元住民の方に定期的な説明会等の、糸井南地区のまちづくりの集いのようなものがないかどうか、その辺お聞きしたいと思えます。

○**議長（佐野芳彦）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（山本武志）** 特に特定して糸井南地区ということでご質問でございます

が、龍野線の都市計画変更を行いますときにおきましては、それぞれの自治会ごとに説明をさせていただきました。あと、今後は事業が進んでまいりますので、まずはその事業、当然ご協力をいただかなければ事業は進みませんので、それは事業施行者として地元に入って説明を、まずは事業着手に向けての説明というのは今後さらに進めていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 地元への説明をさらに進めるということでございますので、できるだけ速やかに、また数多くできるようにしていただきたいと思っております。

今度、線路南の区画整理で糸井西南ってところができたり、竹広南も広くきれいになるってことですけども、実際に竹広南の自治会から聞いてることであるんですが、南北の線路横断がどのようになるのかがちょっとわかりにくいと。現在柿ヶ坪踏切が閉まるってこと、茶ノ木踏切は自転車歩行者道の予定であるってふうには聞いておるんだけど、新しい立体交差の陸橋ができたときに、その下に自歩道ができないかとかといったことも含めて、1年前に竹広南さんから南北の動線に対する要望書が出てることなんですが、その要望書に対する回答が出てきてないんだっていうふうなこともお聞かせしていただいたんですが、県や姫路市、JRとの調整もあって協議が難しいってことは想像は十分できるんですけども、先ほど言いました糸井南自治会への定期的な説明と同様に、南北の動線に関して関連する竹広であるとか竹広南とか米田とか糸井南、糸井北とかっていう地元の皆さんへの定期的な説明の予定のほうは、これに関してはどうなってますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 龍野線高架に伴います踏切の処理でございますけども、JRのほうにつきましては先ほど議員がおっし

やった茶ノ木踏切の自歩道化、そして柿ヶ坪踏切の閉鎖というような、基本的な部分ではそういったことは我々もお聞きして地元へもそういうお話を差し上げたところでございますが、先ほどおっしゃってました地元自治会からのご要望、JRに対する要望等も受けまして私どもは進達をさせていただいておりますが、その件については既に自治会には、結果的にJRとしては、その要望についてはその時点では受け取れないというようなお話しもございまして、地元にはそういった旨ご返事を差し上げております。

柿ヶ坪が閉鎖ということについては、これまでの利用状況を見ますと、やはり非常に重要な歩行者、自転車の踏切でもございますので、それにかわる代替措置というのは当然必要であるというように考えております。

茶ノ木が自歩道で残るということで、できればその茶ノ木へ、線路南から茶ノ木まで行ける動線というのを何とか確保したいということで、今後協力をいただかなければならない土地もございまして、そういったことで方向としてはそちらのほう、できる限り達成といえますか、そういった措置がとれるように協議等を進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 代替措置の必要性ということも十分おわかりいただいているようでありますし、茶ノ木踏切まで行ける動線ってことも考慮願ってらるようでございますので、その辺先ほどの糸井南のこととあわせまして地元の方への説明等を速やかに、また回数も多くしていただくようにしていただければと思います。

24年度の当初予算、都市計画費の中で、網干線周辺道路基本設計委託料も計上されまして、新庁舎建設と並ぶ踏切の高架、龍野線の立体交差事業、さらには網干線計画とそれらに伴う周辺地域の区画整理という、とても大きなプロジェクトが始まっていくわけでござ

います。地元住民の皆さんへの定期的な説明会の実施とか、また地元の声が反映される機会を持つこと、またその声を生かすことのできるプランニングをお願いするとともに、実際あの踏切の高架工事が始まったら、線路沿いからの網干駅へのアクセス等で工事のために迂回するとか、そういったことが生じてくると思います。そういったときにも直前になって混乱を招かないように、工事予定が判明次第広報、ホームページで周知していただいて、回覧板や説明会も実施していただいて、その迂回に関することとか危険なところであるとか、そういったことの説明っていうのを周知をお願いしたいと思いますが、その辺しつかりとやっていただけますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 当然地元に対しては事業のまずは説明、それから着工する場合での工事説明等やっていくというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そういった実際に工事が始まったときの周知のほうも、危険回避っていうことの周知を徹底してほしいと思います。

それで、次の質問に移らせていただきますが、きょうすべて石海地区の網干駅とかに関連していく質問になっておりますけども、次、国内の公共施設やインフラの多くは高度経済成長期に建設されました。今後老朽化による耐震化、補修整備、維持管理という問題に直面します。これらについては、太子町内においても同じ状況で、今後公共施設やインフラの長寿命化が大きな課題となってきます。

23年12月の定期監査報告の中で、街づくり課に対して町内のJR3陸橋の補強及び耐震化の推進に努められたいと、監査委員のほうから指導要領が示されております。また、先日の町長が施政方針の中で政策4ですかね、安心して暮らせるまちづくりの中で、町が管

理する橋りょうが老朽化しており、予防的な修繕や計画的なかけかえを実施するため、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定すると述べられたことも踏まえて、今回は、子供たちの通学路にもなっており子供の安全・安心の観点から、陸橋と歩道橋の2点に絞って質問させていただきます。

ご存じのとおり、石海地区には電車基地と呼ばれ、多くの人々の日常の中に溶け込んでいる網干総合車両所があって、大きな位置を占めております。この電車基地は、1965年6月に用地買収開始、1968年10月に明石電車区網干派出所として開設されました。現在の網干総合車両所に至っています。ということは、6年半後の2018年10月には開設してから50周年を迎えることとなります。

この電車基地の開設に伴い、1968年3月に太子陸橋、1971年3月に長金陸橋、そして1980年1月に中道跨線橋が竣工され、この3月で太子陸橋が44年、長金が41年、中道が32年と、それぞれ長い年月が経過しています。そこで、この網干総合車両区をまたぐ3本の陸橋の耐震化及び整備について伺います。

次に、町内には8つの歩道橋があります。JRをまたぐ陸橋と同じく、これも設立から数十年を経過したものが多く存在します。中でも龍田小学校前、太田幼稚園前、石海小学校前の3つは地域の宝である児童・園児が通学、通園に利用していることを踏まえて、二つ目の質問で、子供の安全・安心のため、町内にある歩道橋の管理状況、耐震化及び整備について伺います。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、陸橋の耐震化ということでございますけども、平成8年度におきまして太子陸橋ほか2橋につきまして橋りょう防災点検を実施いたしております。太子陸橋につきましては、けたがかりの長さが不足していることが判明いたしましたので、落橋防止システムの設置、あわせてけたや高欄の塗装及び支承部の防錆工事処理

や車道舗装の打ちかえなど、維持管理工事を実施をいたしております。

他の2橋につきましては、けたがかりに必要な長さが確保できておりましたので、落橋防止システムの設置工事は実施しておりません。

しかし、3橋すべてにおいて床版あるいは橋脚についての詳細点検は実施しておりませんので、具体的な耐震調査というのではありません。

今後につきましては、平成22年度より実施をいたしております橋梁長寿命化修繕計画策定事業の中で橋りょう点検を実施をいたしまして、計画的かつ予防的な修繕やかけかえ計画を策定する中で、必要な耐震化計画を検討して長寿命化に努めていきたいというように考えております。

次に、歩道橋でございますが、町内に設置をされておる歩道橋につきましては、県管理も含めまして全部で8橋あります。そのうち2橋につきましては太子町が管理をいたしております。

今指摘のありました福地歩道橋につきましては昭和46年度に、そして龍田小学校前の平方歩道橋につきましては昭和61年度に設置をいたしましたものでございます。

管理の状況でございますけれども、福地歩道橋につきましては平成12年度に、平方歩道橋につきましては平成18年度に塗装や表面舗装などの改修を行っております。今後も適切なメンテナンスを周期的に行いまして、維持保全に努めていきたいと考えております。

耐震化につきましては、建設当時の設置基準を使用しております、福地につきましては歩道橋指針、平方歩道につきましては立体歩道施設の技術基準を適用し設計しております、それが現在の耐震性の基準に合致しておるかということにはならないわけなんです、ある程度一定の基準は満たしていると、現在のところはそういう考え方をしておりますが、耐震に向けての調査っていうのはやっておりますので、今後は耐震点検調査等を

含めて調査をしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その町が管理する2つを実際に見てくると、龍田小学校のところは先ほどおっしゃられた昭和61年なんで、まだちょっときれいな感じでした。しかし、昭和46年につくられた福地歩道橋、やっぱり大分傷んでおります。そういったところで、小学校の児童また園児が通うわけですから、今後耐震化とか点検をするっていうことですが、早急にできるようにっていうふうなことをお願いしたいと思います。

3本の陸橋について、ちょっと話を戻しますが、23年度当初予算で計上されていたのが、この3月の補正予算で土木費の2項道路橋りょう総務費で900万円の減額補正が出ております。改めて24年度当初予算で橋梁点検業務委託料とか、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料が計上されていますけれども、23年度から24年度に延期された理由をとりあえずお聞かせください。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 23年度につきましては、JR3橋の橋りょう点検を実施する予定で、軌道部以外の部分もすべてJRにお願いしようということで当初は計画をいたしておりました。他の橋りょう点検の中で、非常に入札残ができたもので、その分JRにすべてをやっていたらこうというような予定をしておりましたが、軌道部以外の部分についてはJRが点検をしなくてもいいということでございましたので、そちらのほうもJRに任すのではなくて他の橋りょう点検をしたものの事業の中で対応させていただいたということで、その分が減額ということになっております。

それから、24年度は終わりますので、それについて今度は長寿命化の計画をつくっていくというようなことがございます。そちらの費用を計上させていただいております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

平成23年度発注見通しに関する公表というデータがあるんですが、その中で23年度第2四半期に約3カ月の工事期間予定で長金陸橋伸縮装置修繕工事、内容は伸縮装置補修となっているんですが、この詳細についてご説明願います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） これは、ちょうど橋りょう部の継ぎ手の部分でございます。道路表面には出ているわけですが、そちらのほうのふぐあいがございましたので、それは早急に対応しなければならないということで、今回23年度で対応したということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 さらに長金の陸橋について聞きたいんですが、長金陸橋の線路北側にある歩行者用の階段がかなり古くなってしまっていて、腐りかけているような状態であることを確認してきました。また、長金のほうの橋の下側部分とか、ガードレールの部分の色あせとかがかなりひどいんですが、これの補修工事予定はありますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） そのあたりも含めまして、長寿命化計画の中で検討していくというように対応していきたいというように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その長寿命化計画が今年度作成されるんですが、年間を通した作成でしょうか。何月ごろまでに作成が終わって工事はいつごろ始まるのかというスケジュールはわかりますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 一応、24年度中の計画ということでございますので、今のところ終期については年度内ということ考

えております。修繕計画を立てないと国の交付金対象にならないというようなこともございますので、それについてはまずそちらをきっちり仕上げしてから財政的なことも見ながら対応していくということになるかと思いません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 特に歩行者用の階段が危ない状態ですんで、できるだけ速やかにできるようにというふうをお願いしたいと思います。

次に、真ん中の一番大きな太子陸橋なんですけども、線路の北側、福地の保育園側ですね、駐在がある側ですけども、北側道路の上に多分恐らく歩道と車道のすき間が原因のかなとも思うんですが、陸橋のジョイント部分の箇所あたりから雨漏りがひどい状況で、下に駐車場もあるんですけども、それ以外線路沿いの道路のところすごい雨漏りがひどい状況なんですけども、そういったときの雨漏り、この大雨のときに道路が冠水するような状況までいっております。その辺の補修についてはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 雨漏りについては、とゆの詰まり等も一部要因もあるということも考えられますので、そのあたりは一度現場を見させていただいて応急に対応できるものについてはしていきたいと。根本的に修繕が必要であるということであれば、先ほど申し上げました長寿命化計画の中できちっとたっていくというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 一度現場のほうを見ていただけるということなんで、できるだけ早くお願いしたいと思います。

できてから三十数年というふうな形で、ほかの太子と長金よりも若干新しいことになる中道の跨線橋なんですけども、こちらもガー

ドレール等かなり色あせ等が見受けられますんで、長金、太子陸橋とともに中道跨線橋もそういう整備、補修はしっかりとしていきたいなと思います。よろしくお願ひします。

続いて、国道179号線のこの太田幼稚園、小学校前の歩道橋なんですけど、北側幼稚園側の階段裏側に、ちょっとここでは言えないような内容の卑わいな落書きがあったりして、先日管理課のほうにお知らせしましたらすぐに対処していただいて、その落書きが見えなくなるようにこすっていただいたんですけども、迅速な対応に感謝しておりますが、今後も児童・園児が通学、通園に使って非常に目につきやすい場所なんで、今後も落書きには注意しておく必要があると思うんですけど、何か対策のほう考えていただけますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） それは、ちょっと通告にはないけども、どないですか。陸橋に落書きがあったということ、どこが答弁されます。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） そういった環境的な部分もございまして、それは通常の維持管理といいますか、そういった部分で注意をしていきたいというように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

また、この福地歩道橋、石海小学校の歩道橋ですけども、西側の上り口の付近のところ、福地から出てきたところですけども、鳥のふんが非常に多くてかなり汚れております。また、東側の階段には上にかなり泥がたまっていたりするんで、地域の宝である児童・園児が通う場所としてはちょっとふさわしくないような状況になっております。はっきり言うと汚い状況なんで、そういったところも何らかの環境美化が必要というふうに感じるんですけど、その辺何か対策いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 通常の管理の中で十分注意をしていきたいというように思います。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 やはり、歩道橋は児童が通うところでありまして。子供にふさわしいきれいなようになるように、切に要望しておきます。実際にちょっとしたあれですけども、福地の歩道橋のところ、ちっちゃい小学校の低学年の女の子が汚いからよう渡らんでいうふう泣いてる状況を見たこともありますんで、その辺切にきれいにしていきたいなと思います。

陸橋、歩道橋ともかなり古くなってきており、ほかの道路も含めてインフラの整備、維持管理は今後も大きな課題として残ってきます。公共施設の長寿命化とともに、今年度策定される橋梁長寿命化修繕計画に基づいて中・長期的な整備計画と予算計画を立てていただいて、安全・安心のまちづくりをお願いして次の質問に移ります。

冒頭で触れました2月12日のサンテレビのひょうごワイワイという番組の中で、こだわりキラリ☆わがまちの一品の中で太子みそが紹介されたんですけども、その後次のふるさと新発見というコーナーで高砂市の高砂町の取り組みが紹介されておりました。

ここで紹介されていたのは、高砂市商工会議所観光協会が主体となって2011年7月に立ち上がった高砂町空き家・空き店舗プロジェクトというものでした。

このプロジェクト設立の目的は、ブログによると、町の中に空き家が増える。何となく活気がない感じがしたり、防災や治安面での不安が出てきます。また、老朽化した空き家はかわらの落下事故や庭に草が生えて蚊が発生するなど、ご近所の迷惑につながる可能性もあり得ます。そこで、このたび高砂商工会議所、高砂市観光協会は高砂町活性化運動を推進されている各種団体や行政の協力のもと、高砂町空き家・空き店舗活用プロジェク

トを設立し、高砂町に点在する空き家、空き店舗をお店を持ちたいと思っている人、また活動場所を探しておられる市民団体や文化活動団体、アーティストなどに貸し出すことを提案する事業を開始することとなりましたと記載されています。

少子・高齢化と都市部への人口流出、そして高度経済成長期に生まれた新興住宅地が今やオールドニュータウン化しているなどのさまざまな要因が重なって、全国至るところで空き家、空き店舗の問題が生じており、全国各地でそれらの有効活用への取り組みが広がっています。

例えば、空き家をアーティストに安価で貸すことで各地から移住してきた画家、陶芸家、写真家、ガラス工芸家などが家族で住むようになり、人口減少に歯どめがかかったほか、何より地域に活気が戻ったという事例など、すばらしい取り組みを実践されている地域が数多くあります。また、近隣の播磨地区でも、先の高砂市での取り組みを始め、太子町を含めた13市9町22の自治体の中、14の自治体何らかの形で空き家、空き店舗対策を既に行っております。

太子町内でも少子・高齢化が進み、新興住宅地以外には空き家、空き店舗が増えて、石海地区の自治会長さんからもだれかが忍び込んでたばこ吸っていたとか、水道管が破裂したとか、空き家が増えて困っているとの声も多数お聞きしております。

このように空き家、空き店舗については防犯、防災、またまちづくりという観点からも何らかの対策を行うことが必要となってきたと思われまます。

そこで、次の2点について質問します。

1つ、近隣市町の多くが設置している空き家バンク制度の導入について、町としての考え方を伺います。

二つ目、たつの市の龍野北高校生による町ちゅう美術館、先ほど申しました高砂市に店を持ちたい人、活動場所を探している市民団体や文化活動団体、アーティストなどに貸し出

すことを提案する事業などのように、空き店舗を有効に活用する事業の促進について、町としての考え方を伺います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、1点目でございます。

高齢化、あるいは過疎化が進む中におきまして、地方の空き家が増えている現状を踏まえて、その対策の一つといたしまして空き家バンク制度というのがございます。

先ほども申されました定住促進、あるいはまた地域の活性化、治安の防止などにも効果があり、地方での戸建て住宅の空き家率が高くなっていることを受けまして、国も対策に力を入れているところでございます。

その一方で、空き家バンク制度の課題も多く、その地域の慣習あるいは財産権などの問題も多くありまして、地域住民の主体的な関与や、あるいは合意形成が不可欠であると感じているところでございます。そのために、単に空き家バンクを創設するのではなくて、まちづくり協議会などによります地域の課題を抽出する中で、地域の実情に沿った空き家活用が必要であると考えております。

今後も積極的にまちづくり協議会の支援をしながら、地域主体で実情に沿った空き家対策などの方策の検討を進めてまいりたいというように考えております。

次に、空き店舗の関係でございますが、たつの市におきます町ちゅう美術館や高砂市の高砂町空き家・空き店舗活性プロジェクトのように、空き店舗を活用して地域づくり活動を進める取り組みは、商店街を持つ市町などを中心に全国的な広がりを見せているところでございます。

現在、太子町及び太子町商工会では空き店舗の正確な数につきましては把握できておりませんが、兵庫県が商店街新規出店・開業等支援事業の一つとして実施をいたしておりますひょうご空き店舗情報の提供を町内の商工業者などに周知するなどをし、登録や活用を呼びかけることにより、空き店舗を活用して

の事業展開、あるいはまちづくりを進める際に役立つ情報として、空き店舗を有効に活用できるよう町と商工会、地域が連携して情報収集と情報提供に努めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

先日24日だったと思うんですが、神戸新聞に西播磨県民局の記事として、田舎暮らし促進へっていうふうな記事も載っておりました。というふうに、この西播磨地域でも、この県民局のプランでいくと古民家などを活用した体験モデル事業を始めるというふうな記事が載っておりましたけども、そういったことも踏まえながら、この空き家バンク等については播磨地区22の自治体中14の自治体で対策をとっておられます。部長の答弁の中にも課題等も述べられたわけですけども、そもそもこの空き家バンク条例とか要綱の設置において、その目的として私が考えるに大きく2つの分類がなされると思うんですが、一つは自治体挙げての人口増加と定住促進、要は人口減ってるから何とか新しい人に住んでもらおうという考え方で空き家バンク制度を実施している自治体があります。もう一つは、商店街の活性化や歴史や文化、アート、グルメといったふうな観光促進につながる地域活性化といいますか、シティープロモーション的なことを目的にしたという、大きく2つに分類できると思うんですけども、人口増加や定住促進を目的とした空き家バンク制度を実施している自治体の条例等を拝見しますと、売買とか賃貸を問わずリフォーム助成等の施策を併用するなど、空き家バンクと併用することでより定住促進につながるような施策を設置している自治体が多いことに気がつきました。

その一方、シティープロモーションを目的とした空き家とか空き店舗の有効活用を実施している自治体を見ると、子育て世代を中心にとらえた施策を関連づけているところと

か、中学生や高校生に対する体験プログラムなどを企画したりして教育の一環として位置づけているところ、また冒頭で触れたようにアーティストに限って賃貸しているところ、また特定の職業、例えばアニメクリエイターだけとか、IT関連に従事するプログラマーだけとか、さらには都会にある企業さんに対して田舎暮らしを体験できる福利厚生施設用に賃貸しているなど、自治体独自のプランニングで町を活性化させようとしていることに注目をしたわけですけども、このように考えていくと微増ながらも人口が安定している現在の太子町に適しているスタイルは、地域ブランドの確立ということに関して、観光という側面からも、このシティープロモーション的な空き家、空き店舗の有効活用が重要なアイテムであると思うんですが、これについて太子町としてどのように考えていかれるかのお考え方をちょっとお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほど申されました人口とか定住に関しては、太子町では該当しにくいのではないかとこのように思います。今の観光目的というようなことですが、そういった部分では例えば今鶴地区におきましてそういったまちづくり協議会による、あわせて景観形成等への取り組みもなされておりますし、そういった中で空き家、空き店舗を利用するという点については有効な手段であるのではないかとこのように考えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今部長から事例として鶴地区のまちづくり協議会、ふるさとまちづくり協議会の事例も言っていただいたんですが、こういったシティープロモーション的なことを行政が一から十まで企画、実行する必要はないと思います。地域住民とかNPOなどが主体となるようにアイデアを募るとか、いろんな方法が考えられるわけですけども、何か

しらの最初の一步を歩んだ後で行政側からも支援していただくような流れができ上がるってということが、シティープロモーション型のこの空き家とか空き店舗の有効活用がうまくいく前提だと思います。

そこで、いろんなアイデアもあるんですけども、時間も限られておるんで一つ、きょう最初から言ってますJRの踏切の高架事業とか陸橋の保全であるとかということを考えて、斑鳩寺を中心にまちづくりがされていくと。石海地区は、網干駅の玄関の電車基地を含めたまちづくりっていうふうなことを考えていく必要が今後出てくるのではないかと考えております。

そういったことも含めて、最後に空き家、空き店舗、こういった有効活用のことについて、町長のお考えをお聞きしたいんですが。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この空き家、空き店舗等々の問題でございますが、これは難しいんですよ、本当のところ。行政が先行しても、もう途中でとまってしまう。また、地域をある程度把握し、まとめていかなければ、これもぼつんぼつんであればやりにくい。

そうしたところ、私も西播磨の県民局での懇話会等に出席もしておりますが、そこでも太子町にはなじみにくいというのが現況でございます。

いろいろと話をお伺いいたしておりますと、やはり一つ何か大きな目的、メインの目的を持って、それに沿って地域に、商工会、地域の皆さん、また行政一体になって初めてこの対策には取り組んでいけると、このように考えるところでございますので、どういうふうに発信していくか、投げかけていくか、そこらはしっかりと押さえて取り組みを進めなければいけないと、このように考えるところでございます。

何分太子町の現況を見てみますと、旧国道2号線沿いに大型店舗等々が張りついておりますので、そうしたところでこの商店の空き店舗の進出というのを目的を何に、そ

したらどういふふうに展開していくか、そこらは十分協議していき、また地域の盛り上がりというの私は必要としてこようと、このように考えますので、そうしたところを核になると言いますと商工会、また観光協会等々のご相談をしなければいけないと、このように思いますが、今行政からこうやろうということは若干危険であるのではないかなという思いがいたします。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町長のお考えをお聞きしたわけですけども、今後は確実に太子町でも空き家とか空き店舗は増えてくると思います。

先ほども申しましたが、鶯は景観ということも考慮しつつ、まちづくり協議会で新庁舎のことも含めながらまちづくりの計画を住民の方中心にやっけていけております。だからというわけではないんですけども、JRの立体交差事業を含め、また都市計画の網干線というの計画されていくわけですから、その辺を含めた石海地区の景観づくり、まちづくりっていうのをやっていかなければいけないんだろうと思っております。

そういったところも含めて、現在ある空き店舗、空き家も含めながら石海地区のまちづくりっていうことをここにいらっしゃる方々、きょうも傍聴に来られてありがたいんですけども、石海地区で協議していけるような体制づくりをできたらなと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

これで一般質問終わります。ありがとうございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、森田眞一議員。

○森田眞一議員 6番森田眞一でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目は、マンモス化した太田小学校の今後の見通しと教育環境の改善についてお伺いいたします。

県下のほとんどの市町で人口の減少が見られる中、当町は少しずつでありますけれども毎年人口が増えております。これは、地の利によるところもあると思えますけれども行政的なもの、それからいろいろな要因があると思われます。いずれにしても町の活力という面におきましては、人口増は大いに歓迎されるものであらうと思えます。

しかし、その一方で宅地化が進んだ太田校区においては、小学校の児童数が1,100人を超え、学校全体が飽和状態寸前の状況にあります。校庭でさえ、運動会で全児童が整列して体操をする様子は窮屈そうに感じます。

今後35人学級の全学年の実施や、校区内のあちこちで見られる宅地化で児童数が増え、学校施設がパンクしそうな状況にありますので、何とかならないんだらうかという、心配する声が聞かれます。教育委員会は、これについてどのような見通しを持っておられるのか、お聞きします。

また、このようにマンモス化した状態は教育環境や学校運営上決して好ましいことではないというふうに考えますが、この改善、解消についてはどのようにお考えになられておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 森田議員のお尋ねの、大規模校となった太田小学校の教育環境につきまして答弁させていただきます。

太田小学校の児童、学級数は、昭和59年度の児童が1,340人、クラスが33学級をピークに、児童数では平成12年度では824人、学級数では平成11年度の25学級まで緩やかに減少してまいりましたが、平成12年度以降は増加に転じ、平成20年度は16年ぶりに1,000人を突破し児童が1,056人、クラスが33学級となりました。これは、第2次ベビーブーム世代のお子さんたちがちょうど就学期を迎え、平成20年度の新1年生が児童214人と、200人を超える大きな学年となったことによるものと考えております。

今後の太田小学校における児童、学級数に

つきまして、住基台帳をもとに推計いたしますと、児童数については今年度の1,120人がピークであり、学級数につきましても昨年度の39学級をピークに減少していき、平成20年度に入学した214人の児童が中学校に進学する平成26年度には児童・生徒数がピーク時より約30人、クラス数にしまして3学級の減となるものと推計いたしております。したがって、今後は児童数、学級数とも緩やかな減少傾向であると考えております。

しかしながら、太田小学校の大規模校である姿が一気に解消するものではございません。学校の適正規模化への方法としましては、学校区の調整による通学区域の変更や学校の新設などが上げられますが、しかし今日に至るまでのその経緯を考えますと、当面は現状に即した対応をとりつつ、学校運営に広がり期待できるなどの大規模校としてのメリットを生かしながら一人一人の子供たちが持つよさや可能性を伸ばしていき、創造性やチャレンジ精神をはぐくめるよう教職員が子供たちと向き合う時間を多く持ち、家庭や地域と連携しつつすべての児童が元気で楽しく安全に学校生活を送れるよう、よりよい教育環境の整備充実を図るよう努めていくことが重要であると教育委員会としては考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 今後少しずつ児童数が減少していったら、今の状況がピークであるからというふうな答弁だろうというふうに思いますが、これについても今言いましたように、校区の中で宅地化があちこちに見られます。今後もまだそういう宅地化の場所とか要因というようなもんが、この校区についてはなくなるというような状況ではないように私は考えるんです。そういうことで、今次長のほうから答弁いただきました、その徐々に減っていくというのは現在の数字上を見てそういうふうに見えるんだらうと思えますけれども、この社会増というのはどういふ

うに見られておるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、私は思うんですけども、この太子町においてその市街化区域の、特に太田校区全体のまちづくりの計画っていうんでしょうか、都市計画っていうんでしょうか、それがどうも状況よりも遅れて行政のほうが進んでるのではないかなというふうな気をしております。計画的なまちづくりにもう少し積極的に取り組んでいただいて、ある程度の人口誘導もそういうところで考えていただけたら、行きどまりの道とか小河川のはんらんとか、そういうものも同時に解決していくような道をとっていただけたらありがたいというふうに思うんですけども、その辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 確かにそういう大規模校の面でございますので、森田議員もご心配いただいたように、校庭いっぱい運動会などでは大変な人でございます。そういった面では、本当に申しわけないなと思っておりますし、今お尋ねの社会増の関係でございます。確かに宅地開発が進んでおるのは事実でございますので、緩やかでございますが社会増はあると思います。

そして、従来の村の中から、核家族化によりまして人口的にはさほど増えないんですが戸建て数が増えるというような傾向もございます。そういった面で、若い世代が村から出て別のところで家を持つというような傾向も確かにございます。そういった面で緩やかな増加はあると思います。

それと、市街化都市計画の面でございますが、太田校区に人口が集中しないように他の地域を整備していけば、確かにそちらに人口が、他の地域は人口増が図れるということは言葉の上では確かに可能性はあると思いますけれども、そうしようと思えば児童公園をつくるとか街区公園をつくるとか、配水の関係等もございますので、莫大なお金がかかるわけで、そういった面で現状としては民間の開

発主導にならざるを得ない、それを行政が後を追っていくという、そういった現状も確かにご指摘のとおりあると思います。それは、もう民間が先行するのはやむを得ないというように思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 都市計画の面からはどうかということなん。副町長。

○副町長（八幡儀則） 議員おっしゃるように、太田校区におきましては市街化区域が広いものですから非常に開発が進んでおります。

前々からこの議会でも答弁していますとおり、太子町の場合の市街化区域の町全体の占める割合、割とございます。そこがまだ市街化全部埋まってない状態で他の地域のいわゆる市街化調整区域のところを市街化に編入するというのは非常に難しい状況でございます。今回JR網干駅前の西南地区において竹広南地区を含めまして約5.8ヘクタールでしたか、また増加するような状況にもございます。

そういう状況の中で、市街化を他の校区で増やすということが非常に厳しい状況でございますので、これもこの前に申し上げましたが兵庫県の条例に基づきまして地縁者住宅という制度ができておりますので、私もそういった司法書士さんとかいろいろここで話聞いてますと、今現在地縁者住宅が非常に増えてきているというふうに聞いております。これが市街化調整区域の中で家を建てておられる方が若干増えてきていると思いますので、そういった制度を今利用してされている方が増えてきているということで、ある程度はそういったことでカバーできるのではないかと思いますか、今の状況ではカバーをせざるを得ない状況であると認識いたしております。

森田議員がおっしゃるその社会増の中で、太田校区の中で集中しているということ、これは否定するものではございません。できるだけそういった制度の中で、これはそれこそ民間といいますか、個人の意思によって市街

化区域で用地を見つけるより、その地縁者住宅でより大きな土地を求めて家を建てたいという方が増えていると私は今現在確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 非常にいろいろと複雑な問題もこの解決には絡んでくるだろうとは思いますが、現状はそれぞれお互いにわかっていることでございますので、今後も子供たちの教育に支障が出ないように、十分ソフト面でカバーをしていただきまして努めていただきたいと思います。

次に……。

○議長（佐野芳彦） 森田議員、2問目移ります。

（森田眞一議員「ええ」の声あり）

ちょっと、じゃあ。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後0時58分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、森田眞一議員の一般質問を続行します。

森田議員、よろしくお祈りします。

○森田眞一議員 それでは、2点目について質問させていただきます。

まず、カラス対策についてでございます。

去年の秋ごろから国道の179号線沿い、太田幼稚園の西あたりから東保の交差点あたりに、国道の両サイドの電線にカラスの大群が押し寄せまして、朝夕非常にやかましく鳴きまして、鳴くだけだったらまだ済んだんですけども、ふん害が非常に激しゅうございます。電線の下歩道上に白いふんが非常にたくさん落ちてまして、沿線上あのあたりは飲食店が非常に多くございまして、衛生上も非常によくないような状況になっております。これにつきまして何とかいい対策の方法はないものか、お尋ねしたいと思います。よろしく

お願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 国道179号線沿いの東南、中出、東出地域につきましては、先ほど申されたカラスの被害、集団によるふん害、鳴き声等の苦情がございまして、何度か電線にとまらないカラス対策について、関西電力に依頼をしまいたるところでございます。

とまり防止対策といたしまして、電線に直接有刺鉄線を巻く、取りつける方法、そしてまた電線の電柱のアンクルに金色のテープタイプのもので設置して、カラスの視覚効果を利用したカラスよけ装置を講じていただいているところでございまして、一定の効果があるというふうには思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 それぞれ関電にもお願いしていただきまして、対策を講じていただいているようでございます。今後とも状況を見守っていただきまして、よろしくお祈りしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 答弁ありますか。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 現在は、今言いました防止装置につきましては、先ほど申されたちょうど太田のトヨタのところ、歩道橋があるんですけども、あれからずっと西に向かってうどん屋さんのところまで措置ができてます。その後東保の交差点までやるといようなことを聞いてございまして、丸山線につきましては、交差点から彩々のあたりまで、そして南はちょうど電気屋さんですかね、そのあたりまでをさらに施すというふうな話を聞いております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 ありがとうございます。どうぞよろしくお祈りします。

終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で森田眞一議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 失礼いたします。公明党の中島貞次でございます。

これから5点にわたって一般質問をさせていただきますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

まず第1点目ですが、自治体クラウドについてを質問いたします。

2011年3月11日に東日本大震災が発生し、それによりまして情報システム、特に住民に関する重要な情報が失われる結果となった自治体が多くございました。その中でそういうシステムの安全性に対する考え方を再検討する必要性があり、災害対策としての自治体クラウドを推し進めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） クラウドコンピューティングの利点といたしまして、システムの構築、運用等でコストを削減できるとともに、災害による情報の喪失の防止の観点からも注目をされております。住民基本台帳、税等の法定業務はクラウドコンピューティングで共同利用できるパッケージソフトでの運用が可能であろうと考えられますが、町で独自の制度を運用している福祉や医療の分野では、業務の標準化によるパッケージソフトの利用が困難であることも予想され、コスト面でのメリットが生かされない可能性もあります。

本町では、19年度に導入いたしました住民情報系システムが平成24年度にリース満了を迎えますが、高額な費用をかけ構築したシステムでございまして、できる限り長期にわたり利用することを考えております。

そうはいいまして、機器の保守が終息する時期にはシステムの置きかえを実施しなければなりません。

置きかえの時期といたしましては、平成26年度を予定いたしておりますが、そのとき

には自治体クラウドの運営形態を経費面、災害対応面等多角的に調査研究いたしまして、導入を検討する予定でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

先に、東日本大震災のような大きな地震が過去にあったときに、引き続いて数十年のうちには南海・東南海のような東海とかの大きな地震が起きているという過去のデータもありますので、昨年東日本大震災が起きたということは、数十年のうちにはこちらのほうにも影響があると、そういう想定が今現在考えられております。

その中におきまして、昨年10月3日から4日にかけて掛龍保健衛生施設事務組合といたしまして、石巻市を訪問、視察いたしました。その中におきまして、副管理者である町長みずからサーバーの保守管理についてどのような面が一体よいかということを担当についてお尋ねしておられました。その中におきまして、私も行きましたが、佐用町の台風水害の実態を見られて、佐用町の場合、1階がまるっきり泥で、水で、住民課のデータがまるきりだめになってしまったという光景を私も目の当たりにしましたが、その結果を踏まえて町長は聞かれまして、そのときにやっぱりサーバーとしては高いところに設置するというふうな方向性がいいのではないかと結論的なことがその当時わかりましたけれども、現在は、それも私自身大事なものかと思いますが、自治体クラウドによるそういう取り組みももっと大事なかと考えております。

クラウドというのは雲ということで、ハード面での実際にハードディスク、あるいはパソコンの内部ハードディスク、町によりまして、サーバー等に一度つくった、あるいはデータを保存する必要はなく、いわゆる現在北海道とか京都あるいは九州等で行われているのはデータセンターというものがあって、そこへ例えば住民基本台帳とか戸籍とかそういう重要な住民に関する情報をそこへ入れて、

万一の災害に対して備えるというシステムが今とこところで運用されているわけであり  
ます。

そういう意味で、今後どのような災害が起きるかわかりませんが、町民にとっての大変な重要な情報データですから、それが災害によって失われるということがないような、そういう整備検討をぜひとも推し進めていただきたい、そういうふうにご検討しております。

もう一つ利点として共有化ができるという面があるんですけれども、太子町単独だけがそのデータを利用するというだけではなしに、ある一定のパスワードというか、そういうものがあれば、例えば他市町から太子町の住民のデータを取り寄せるといふか閲覧するといふか、そういうことも可能かと聞いておりますので、今後いろんな災害に備えての自治体クラウドについて研究をしていただき、強気に推し進めていただきたいと、そういうふうにご検討しておりますのでよろしくご検討いたします。

今、総務部長より答弁いただきましたので、それで十分かと考えておりますので再質問はありません。ありがとうございます。

じゃあ2点目に、1点目と少し関係があるかもしれませんが、住基カードの利用促進についてお伺いいたします。

先ごろオウム真理教元信者によります健康保険証の不正利用により、偽名で就職し、身分を隠していた事件がありました。その際の身分確認の方法がずさんであったこと等が報道されておりました。

今日、身分を証明する手段として、本人確認には写真つきが一番望ましいと考えております。そのために多く利用されるのが運転免許証であります。ところが、運転免許証にも、運転される方はいいんですけれどもされていない方もおりますし、また高齢者になりますと運転できなくなって運転免許証が没収されるということもあります。そのときに、それ以外で公的に認証されるカードとしてこ

の住基カードがあるわけですが、これは当然写真つきであり、自治体が発行するカードであるゆえに信頼性も高いとそういうふうにご検討しております。さらに偽造できない、そういう仕組みにもなっております。

今後、電子自治体やコンビニでの住民票の受け取りなどの利便性を考えますと、普及促進に、推進に努めるべきではないのかと、その考え方をお尋ねします。また、町民の住基カード所持数とか発行手数料無料化による国の財政措置は現在とられているのかをお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 住基カードの普及促進についてでございますが、写真つきの住基カードにつきましては、行政や金融機関の窓口で本人確認書類として利用されております。運転免許証やパスポートを持っていられない方にとりましては、身分証明書にかわりとなる有効なカードとして町民課窓口で来庁者に交付の申請を勧めておるところでございます。

また、警察におきましても、運転免許証の返納者に対しましては申請のご案内をいただいております。

現在のところ、取得のメリットが本人確認書類としての利用とe-Taxの電子申請としての利用のみに限られております。普及が進んでいないところが、そのところにあるかなというふうにご検討しております。

今後の普及に向けた取り組みについてでございますが、現在、国におきまして平成27年1月施行を目標に社会保障・税番号制度の導入が進められております。この制度が導入されますと、交付される個人番号カードと住基カードが一本化され、この制度が住基カードへの移行が予定されておりますので、その動向を踏まえる必要があります。また、自動交付機を利用して住民票の写しの交付にも住基カードが利用できますので、先ほどのご質問にもありましたように、現在庁舎建設における自動交付機の導入も検討しております。そ

の他の多目的利用の検討も引き続き普及に努めていきたいというふうに考えております。

現在の住基カード発行実績につきましては、1月末現在で交付累計枚数は1,246枚でございます。そのうち、顔写真つきカードが856枚となっております。また、住基カード発行の交付に対する財政措置でございますけれども、平成20年度から22年度の3年間に限りましては、無料化する市区町村に対しまして1枚当たり1,500円の特別交付税措置がとられております。平成23年度は1枚当たり1,000円の特別交付税措置となっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 住基カードの利便性について今、生活福祉部長からいろいろお話がありました。当然、現在確定申告によりますe-Taxとか身分証明、私も身分証明を使うときは運転免許証よりもむしろ住基カードを提示したりというケースが多いわけでございます。

今後、新庁舎建設の基本計画の案の中にもありましたけれども、自動交付機を設置する計画であるということから、当然住基カードの利用ができるとして、これも一つの考え方でですけど、コンビニでの住民票の受け取り、これも住基カードがあればできるような方向性で検討されるというか、そういうことが可能であるというふうに思っております。

そういう意味で、例えば先ほど中薮議員からも話がありましたけども、休日や時間外での受け付け交付の拡大とか、そういうことも可能になるわけでございます。そういうことで、住基カードの利便性をどんどんアピールしながら行っていただきたいなと思います。

22年度までに国からの交付金が1枚につき1,500円あったわけですが、23年度からは1,000円ということですが、現在、住基カード申請に対する住民の費用は幾らになっておりますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 費用と申しますと、手数料ということではよろしいですか、窓口での。無料となっております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、確認いたしましたのは、無料ということこれからどんどんアピールをしていただきたいと思います。多少窓口で10分、15分時間がかかる場合がありますけれども無料ですと、そしてこだけ利便性がありますよということをやはり大いにアピールしていただきたいなと考えております。これからの電子自治体へ向かっての一つのカードかなと考えております。

しかし、実際に今まで発行された数が非常に少ないということです。1,246枚発行で、うち顔写真つき856枚。太子町の住民の人口からしますと非常に、人口といいましても成人以上になります、小さい子がそんなとれるわけないんですけれども、これをある程度の一つの目標ラインとして、これまでには持っていきたいという目標はございますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） このカードですけれども、今現在多目的利用が少のうございまして、非常に難しい面がございますので、広報等に掲載しましてどんどん普及に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後住基カードをつくっていただくようにということで、推進のほうよろしくお願いいたします。

続きまして3点目ですが、障害者用の駐車スペースの適正利用推進についてをお伺いいたします。

兵庫県の福祉のまちづくり条例の取り組みによりまして、障害者用の駐車スペースの整備が進められており、現在も進んでおります。

ところが、そのスペースに、大型商業店舗等そのスペースには健常者が駐車しているケースも結構見受けられます。障害者が乗っている、あるいは障害者が運転している車には

ちゃんと障害者マークが、ステッカーが張ってあるんですけども、それでない車が駐車しているケースも多いわけです。

そういう点を解決しようということで、このたびパーキングパーミット制度がスタートするわけです。この制度を太子町におきましてどのように周知しながら、また対象施設や申請の方法についてお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） このパーキングパーミット制度でございますが、本年4月より兵庫県でゆずりあい駐車場制度ということで開始されます。

今年1月に障害者福祉局長さんがお見えになられまして、太子町役場が駐車場を有する事業所ということでご案内がございました。利用書の交付と啓発にご協力を願いたいということで、本町でも本日発行されます3月の「広報たいし」に、この兵庫ゆずりあい駐車場制度について啓発させていただいておるところでございます。

それと、町内の公共施設につきましては、車いす使用者用区画を指定したものが7区画、公共施設で7区画、それからプラスワン区画としまして、通常区画からの転用として19区画を指定しております。

申請方法につきましては、県の受け付け方法と同様としまして、利用者からの申請による利用者証を即時交付いたします。受付窓口は、役場本庁舎と保健福祉会館にて受け付けできるように進めております。

開始時期につきましては、県では市町に先行しまして3月15日より受け付けが開始されますが、今現在、町のほうの受け付けとしましては県との調整の段階でございます。町民の利便性向上のためにも、できる限り早い段階で開始したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今のパーキングパーミット制度ですけども、最初の県の福祉のまちづ

くり条例では、対象者は高齢者並びに障害者となっていたわけですが、最近改正された福祉のまちづくり条例の中では、要は妊婦並びに乳幼児、要は赤ちゃんをお持ちのお母さん方も、条例の対象者としては高齢者、障害者に妊婦、乳幼児を同伴する者等を追加しましたと。福祉のまちづくり条例の改正ではそうなっておるわけです、兵庫県の。

ですから、どうしても駐車場のマークを見ますと車いすマークがついとうわけですから、当然障害者とか高齢者で車いす使用しか使用できないものと、そういうふうに判断されがちですが、県のこのたびの改正によりまして、妊婦及び乳幼児を同伴する者も可能であるとなっているわけですが、その辺の、まだ広報見てないんで何とも言えませんが、その辺の周知についてはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 兵庫ゆずりあい駐車場制度の県の要綱がここにごありますんですけども、利用者の交付対象者の範囲としまして、1、障害者、2、難病患者、高齢者等、妊産婦、傷病人、歩行が困難であるために特別な配慮が必要と見られる方、この方々を対象に広報には掲載しております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

町民の方にとって、どうしても道路標示が車いすの表示なんで勘違いされる方も多いかなと思いますんで、その辺の周知をお願いしたいということです。

それから、申請の窓口ですけども、本庁舎並びに保健福祉会館ということでした。保健福祉会館ということは、当然妊婦さんとか乳幼児健診で来られる方等も対象とされるんで、そういう意味でそういう対象者もおられるのかなというふうに思いましたけども、じゃあ本庁舎におきましては窓口はどこになるんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 本庁舎では社

会福祉課が担当します。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それを聞いて安心しました。実は、県のホームページによりますと、総合窓口みたいなものが街づくり課になってたんで、街づくり課はないだろうということです。

例えば、2階へ上がるのに、車いすや、足の悪い方が申請するたびにわざわざ2階までというのはちょっとおかしいやろというふうに考えていたんですけど、今の答弁によりまして安心しました。ですから、社会福祉課あるいはもう一つ町民課等で、あるいはさわやか健康課等での申請ということができるということで、納得いたしました。

そういう点で、今後いろんな面でまた一般の健常者の方も知らない方が結構ありますんで、その辺のアピールを、周知をどんどん積極的にやっていただきたいのと、「広報たいし」以外にもいろんな方法があると思いますんで、その辺の対策をお願いします。

これも答弁をよろしくをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 今、先ほど議員がおっしゃられました街づくり課ということの紹介があったんですけども、駐車場を有する事業所の申請、届け出、この駐車場にはこういった区画を設けますっていうような申請手続には街づくり課が受け付けいたしまして、利用証の届け出には社会福祉課で行っております。

また、啓発にはそれぞれ各教室等で普及啓発させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 このパーキングパーミット制度ですか、兵庫県の取り組みとしては全国的には早いほうなんですけども、これからどんどん全国的にも展開される制度なんで、太子町におきましてもいろんな広報手段を通じ

ながら住民の方に、町民の方にアピールしていただきたいと考えておりますので、またよろしくお願いいたします。

続きまして4点目ですけれども、保育所、幼稚園のアレルギー対策についてお尋ねいたします。

子供たちが保育所や幼稚園で健やかで安全にして安心した生活を送るために、アレルギー疾患に対する緊急対応を万全にする必要があると考えます。特に、生命の危険性が伴うアナフィラキシーショックに陥らないための方策を考えて取り組みを行っています。その現状と対策を尋ねます。

その対策の一つとして、エピペンによる取り組みがありますが、保育所や幼稚園でエピペンを所持し通っている子供たちの人数、万一ショック状態になったときの手当ての方法はどのように決められているのか、お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 保育所に係りますアレルギー対応につきまして、平成23年3月に厚生労働省が保育所におけるアレルギー対応ガイドラインが定められております。年々増加傾向にあるアレルギー疾患を持った子供に対しまして共通理解を含め、安全、適切な対応ができるよう作成されております。

現在、町内4認可保育所におきましては、食物アレルギーを持つ子供は数名おりますが、給食の食材にアレルギーを起こすものが含まれている場合は、代用品を提供するなどの工夫をして対応しております。

エピペンにつきましては、ショックが発現した場合に自己注射することにより、補助的に治療する薬剤でもございます。現在町内4認可保育所におきましては、エピペンを使用している子供はおりません。しかしながら、エピペンの注射が必要な低年齢子供につきましては、保育士がかかわって注射する可能性もありますので、エピペンに係る講習への参加を検討しております。保育所職員に徹底に今後も努めてまいりたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 幼稚園児童のアレルギー対策についてお答えいたします。

町内の幼稚園において、エピペンを処方され通園している園児は1名おられます。太田幼稚園の年長組です。

そして、ショック状態になったときの手当ての方法につきましては、まず1番、状況を把握した時点ですぐに救急車を要請する。2番、救急車の要請と同時に保護者及びかかりつけ医に連絡をする。3番、子供の状況をかかりつけ医に伝えて医師の指示を仰ぐ。状況によっては、医師の指示のもとエピペンを使用する。そして4番目、救急車が到着次第、医療機関に搬送する。これは、注射の有無にかかわらず搬送する、それには養護教諭または担任が同乗すべきであると考えております。そういう手順及び役割分担を取り決めております。

そしてなお、エピペンを処方されている児童・生徒が在籍する学校園では、受け入れが決定したその時点から、かかりつけ医や消防署と綿密な打ち合わせを行い、非常時に備えております。また、学校園の教諭全員がそういった手順に対応できるよう、救急救命士や医師による研修会を実施しております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

まず、保育所のほうからちょっとお尋ねいたします。

保育所に預ける子供の年齢ですけども、要は産後早くて2カ月ぐらいからずっと預けていくわけです。小学校就学前までの幅広い児童が認可保育所並びに無認可保育所等で預けられているのが実情なわけです。

アレルギーの全体の人数の構成でいきますと、生まれてから義務教育終了するまで考えますと、小さいときほどアレルギー、特に食物アレルギーに対する反応は大きい、人数は

多いわけで、年齢が上がるにつれて少なくなっていく、それが現状なわけです。ということは、特に保育所等におきまして乳幼児の方、特に生まれてすぐ預けられる赤ちゃん等について、当初この子が食物アレルギーに対してどうなのかというのが当然に判定しにくいわけです。症状が起きて初めてちょっと危ないんやなど、当然保護者もそこまでわかりませんから。そういう意味で、特に保育所におけます乳児に対する対応が今非常に大きなものと考えます。

そして、保育所は学校、幼稚園と違いまして、年間に通所するというか、通園する日数が非常に多いわけです。夏休みとかそういう長期休暇がありませんから。そして、保育所の場合、保育所にもよりますけれども、普通の昼食以外におやつや時間等があるわけです。ということは、一日における摂取の量そのものは多くないんですけども、回数が非常に多いと。普通の小学校、幼稚園に比べますと回数が多いわけです。そして、乳幼児になりますと自分で自己判定しにくいと。これを食べたら危ないなとかというふうな状況があるわけで、その辺を考えますと、特に保育士さんあるいは保育士の先生方の管理というのが非常に大事になっていくのかなと考えておりますが、今後いろんな機会に当然研修されると思っておりますので、その辺の徹底をよろしくお願ひしたいなと思っております。

そして、現在エピペンの所持者がいないということなんで、特にそういうアナフィラキシーのショックの状態になるような子供さんはいないというふうに判断しておりますので、もし今後新しくゼロ歳児から入園されてこられるわけで、1歳から、2歳から入園、入所される方もおられるわけですが、それに対するの指導というか、入所、入園に対するそういう通知といいますか、その辺はどう考えておられますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 保育所の乳幼児ということで、先ほどのアレルギー指針に

基づきましたら、アレルギー疾患を持つ子供の把握でございますね、入園面接時にアレルギーについて保育所での配慮が必要である場合は、そういったことを申し出てもらうということと、それから保護者へ生活管理指導表の配布、また医師による生活管理指導表、保護者との常に面談を行っていくというような形の中で、保育所内職員におきましても、共通理解、認識を常にしておくということで体制を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、生活福祉部長から答弁いただきました、生活管理指導表がちゃんとあるということですね。ですから、それをちょっとお聞きしたかったというか、その答弁が欲しかったんですけども、要は、生活管理指導表というそういう表でもってアレルギーのあるお子さんを中心にしてそのデータでもって管理しておられると、各保育所ということですね。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 生活管理指導表に基づきまして、アレルギー疾患のお子様に対応するというところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 じゃあ次に、幼稚園のほうをお聞きいたします。

小学生になりますと、万一アナフィラキシーショックになった場合に自分の判断でエピペン持っておられる方は太ももにすることができます。ところが、特に幼稚園を中心とした、幼稚園といいますと年長、年少組があるわけですけども、小さいお子様になりますとそこまでの判断能力がないというふうに考えられます。

ですから当然、現在1名の方が所持しておられるということなんで、その辺の、要は先ほど保育所の生活福祉部長から答弁いただきましたが、生活管理指導表というのは学校側できちっと作成しておられるのかどうかとい

うのをお聞きいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 申しわけないですが、その指導表の有無につきましては、私は詳しく承知しておりませんが、入園説明会、それから入園申込書の中にアレルギー有無の記載欄がございますので、その際に保護者から詳しくアレルギーの有無、それから特に何に対するアレルギーなのか、そういったものも聞き取り事項に入っておりますので、説明会の段階でもうそういう状況はわかってございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 学校側において適切な処置をしていただいて、要は先ほども緊急の状態になったときのいろんな手順を示していただきました。

その中でエピペンは特に管理が重要なわけで、高い気温のところ等々に余り、それから日光にさらしてはいけないとかというふうなことで品質が変わったりするわけで、冷暗所もしくは普通にポケットに入れておけば、そないに温度が高くなるということはないわけですから、そういう安全管理の面。

そして、アナフィラキシーショックに陥ったときにどうしても慌てふためくというか、そういうことが現場では出てくるわけですけども、アレルギーのマニュアルが多分あると思うんですけども、当然、慌てなくても先ほどいろいろ119番救急車要請電話したり、医師や保護者に電話をしたりということで、要は30分以内にエピペンを注射することで回避できるということを聞いておりますので、その辺、万が一の不測の事態に陥ったときの担任並びに学校側のそういう対応は大丈夫でしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 手順をきちっと定めて、それは常に担任教諭にきっちり適切に準備をさせておりますし、現実には幼稚園ではないんですけど、先般龍田小のほうで実際

にショックが発生しまして、その際には本当に手順どおり、校長立ち会いのもと養護教諭が注射をし、そして救急車で日赤病院のほうへ搬送したわけですが、医師から適切であったと、やっぱり注射してよかったと、そういうお褒めの言葉もいただきましたので、そういった面は幼・小・中すべて確認事項としてそういう手順を持っております。そして、龍田小のケースの場合はチアノーゼが出ておりましたので、医師からも適切な判断であったという言葉をいただいております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今実際エピペンの結果、効能といますか、そういう実証例を示していただきました。アレルギー対策としてはまず初めに、特にアナフィラキシーショックに陥る危険性があるものに対しては食物アレルギーがあるわけですが、それに対するまず、食べる前の一つの防御といますか、当然小学校、中学校におきまして弁当持参対策をとっておられると思います。ところが、小さくなるとそれが誤ってという可能性があるわけです。誤飲、誤食、誤って食べたりで本人がわからないうちにあの子が食べようから食べてみよう、つい食べてしまうという可能性もなきにしもあらずなんで、今後保育所並びに幼稚園等、特に小さいお子様を預かる施設においては、食物アレルギーに対して敏感にまた対処していただきたいと考えますので、また今後よろしく願いいたします。

続きまして5点目は、放射線教育についてお伺いいたします。

昨年の3月11日東日本大震災の発生から福島第一原子力発電所の放射能漏れの事故が起き、今日もお避難されている方がいっぱいおられるわけで、いつになったら家に帰れるのかという状況が続いているわけでありませう。

今度の新学習指導要領によりまして、中学校の理科一分野におきまして放射線教育が実施されると聞いていますが、その必要性はど

のように考えているのか、学校での取り組みをお尋ねいたします。

また、副読本がネット上でも閲覧できますが、大変わかりやすく作成されていると思いますが、小学校用も作成されています。今後小学校あるいは地域での放射線教育の取り組みについてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。ご指摘のとおり、平成24年度から完全実施される中学校新学習指導要領の理科第一分野に放射線に関する内容が組み込まれました。

放射線は、原子力発電事故や兵器などと関連づけて危険視される一つのキーワードとして注目されることが多く、原子力や放射線の扱いには細心の注意を要する部分があると考えます。一方、放射線は地球上の岩石、土壌など自然界にごく普通に含まれている自然の一部と言え部分もあります。理科教育において、物質やエネルギーに関する事柄を調べる活動を通して、科学技術の発展と人間生活とのかわり、自然環境の保全と科学技術の利用のあり方などを考える態度を養うことを目標としております。その必要性は、ますます高まっていると考えております。今年度においても、新学習指導要領を前倒しし、中学校3年生には補助教材を使用して放射線の性質と利用についての授業を実施しております。

また、ご指摘のとおり、東京電力福島第一原子力発電所での事故を受け、文部科学省では平成23年10月に小・中・高校生にそれぞれを対象に副読本を作成し、各学校に配布しております。副読本では、放射線の基礎知識から放射線による人体への影響、目的に合わせた測定器の利用方法、事故が起きたときの心構え、さらにはいろいろな分野で利用されている放射線の一面などの解説、説明がされています。各学校においては、子供たちの放射線への関心や、人体への影響などについての不安などについて、副読本を活用し発達段階

に応じた対応を行っていきたいと考えております。

また、地域教育での放射線の取り組みについてですが、放射線は目に見えないため、漠然と不安になったり体にどのような影響が出るのか心配になります。先ほども申し上げましたとおり、地球上には自然放射線があり、我々は自然界にある放射線によって知らないうちに被曝しています。また、放射線は医療や技術の現場でも利用されており、飛行機に乗った場合や、レントゲンなどにより受ける場合もあります。地域住民が放射線というのを正しく知って、生活への影響を冷静に判断することができる正しい知識を持つための学習は、大変重要であると思います。

さらに、食料品に含まれる放射性物質が話題になるとき、放射線のことが正しく理解されていないと風評被害が発生することになります。

被災地から避難してきた人々が排除されたり、いじめに遭ったりすることは絶対にあってはいけないことであります。社会教育分野にあっては、公民館、文化会館等におきまして生涯学習を推進してありますが、機会をとらえて学習の場ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ご丁寧な説明ありがとうございました。

放射線は、先ほど教育長が言われました、人間は生まれながらにして放射線の影響を受けようわけです。もっと言いますと、地球が発生した時点から放射線は地球の中に、宇宙からも来ますし、あるわけでは、また、植物からも放射線は出ようわけです。また、食べる物の中にも放射線はあります。それが多いか少ないか、その量が関係するわけで、多過ぎますと当然影響を受けるわけでは、

ですから、中学校では一応来年度からということですが、小学校においてこれはどのような教育をされるのかお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 機会をとらえながらやりたいと思っておりますが、正しく知って正しく恐れるというようなことが大事じゃなからうかと思っております。もう少しすれば、食物についての基準値、安定量というものが発表されると思っておりますが、その機会を通して、放射能を正しく知って正しく恐れるというようなことにつなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ネットからも中学生のための副読本とか、小学生のための副読本とかを読みました。その中で放射線というものはこういうもので、だれが発見してどういうものに含まれていて、人間は生まれながらにして少なからず影響を受けていると、あるいはレントゲンなんかでも放射線使われてますし、がんとの関係性があるのかないのか等もこの中で説明されております。放射線ががんの原因やということは直接関係ないという旨のことも記されております。そういう意味で、これを正しく教育していただくことは非常に結構なことかと思っております。

その上でもう一つ、高校がこの放射線教育するわけでは、直接当町とは管轄が違うんですけども、高校のほうではもっと具体的に人体への影響というのをもっと詳しく、副読本はないんですけども、指導書等なんかではそういう説明がされております。

この副読本の中では、特に例えば、この数値の何マイクロシーベルトとか、ミリシーベルトとか、シーベルトという単位が出てくるんですけども、じゃあ、これどれぐらいの放射線量を受けたときに人体に影響があるのかとかという具体的な説明がここではないわけでは、実際には学校の現場で教える場合に、例えば今テレビやニュースでいっぱいそういう単位が出てくるわけでは、あるいはベクレルという単位も出てくるわけでは、それに対するとらえ方といいますか、それはどのように指導されるのかお尋ねいたし

ます。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。今も出てましたように、シーベルトというのは、人体に受けた量の単位でございます。今も議員がおっしゃられてましたように、一挙に100ミリシーベルト以下でしたら、それほど怖くないんですけども、人によって今判断が違うということで、非常にこの関係者というんですか、専門家はその基準を設けるのが難しいというようなことでなかなか安定した安全基準というものが出せないということを聞いております。

一挙に100ミリシーベルトの量を浴びたら1,000人に対する5人が発症するおそれがあるというふうに聞いております。5人発症する場合もあれば、1人もあれば6人もあるというようなことで、大体という数字がそういうふうになっております。100ミリシーベルト被曝したからといって、安全ともいえないし、安全でないともいえないという、そういう段階でございますので、非常に基準が難しいであります。

正しく知るということは、例えば1.5ボルトの電池があつて、今2ボルト流れたらすごく当たったな、0.7ボルトやったら少しだったなというふうに、最終的にはおのずからが判断して自分の量を定められるというようなところまでレベルを上げられたら、これが正しく判断して、自分で判断してそれが自分で行動できるというようなところまで進めるんじゃないかなと思うわけでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今人体に対する影響をいろいろお話いただきました。これは、これから国においていろんな研究機関等でいろいろ研究されるわけで、基本的に100ミリシーベルトというのが一つの基準にはなっております。

例えば、先日も公明党の県議団が宮城県へ行きました。そこで瓦れきの処理、瓦れきの

廃棄物を県外へ持ち出すときに一つの基準として100ミリシーベルト以下ならという話が出ました。ということは、当然100ミリシーベルト以下というのは安全性が高いのかなというふうに判断しておりますので、そういう点を不明確、もう一つ国として安全基準が出てませんので、もう一つ不明確かなとは思いますが、その辺のいわばテレビ、ラジオ等といった数字のデータが出てきますんで、その辺を誤って、要は児童・生徒が受け取らないような、そういう教育のあり方というのを考えていただきたいと考えております。

そしてもう一つ、実際の教科の指導の中でどのようなことを話されるか。理科ですので科学的な物の見方、自然やそういう対する物の見方等が中心になりますんで、社会とかそういう、社会科系とはちょっとつながる部分が余らないんですけども、実際にはそういう原子力の平和利用といえますか、要は放射線を使った平和利用、先ほどレントゲンが発見したエックス線というのがありますけども、あれは意味不明、正体不明だからエックスとつけたわけで、本来は放射線なわけですけども、そういう意味で、いかに放射線を平和的に利用することによって、多量に浴びることは人体には有害ですけれども、効果、利用促進できるということ。それから、今の多分子供さんの中には、原子力発電の考え方といえますか、今社会でもいっぱい問題になってます原子力発電、本当に存続すべきなのか、あるいは廃止して全くそれにかわる新しいエネルギーの考え方、風力、太陽光、地熱、あるいは小水力発電とかというようないっぱいいろんな考え方が出てきますが、そういう考え方もありますよということで、その原子力発電に対する考え方をどのように教育現場で教えようとされるのかということです。それについて。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。電力については、国の指針等々もあります。原子力で電力を供給するか、または他のエネル

ギーで供給するか、それが出ると思っていますので、その方向性を見きわめて学校の中で教えていくと思われま

す。また、今も出てきましたように医療現場、そして理科だけで扱うんじゃなくて、家庭科等でも扱う、または土壌もあれば、それから総合的な学習の時間でも扱うということは、ジャガイモの発芽とか車のゴムに放射線を当てると強度につながると、いろんな産業分野でも今使われてくる傾向がございます。ですから、一概に危険性ばかりを教えるんじゃなくて、放射線の安全利用という、また生活に、産業に、また医療に利用されているという、使い方を間違えなければ人間の生活に十分役立つという、その両面から教えていかなければいけない問題じゃなかろうかなと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

要は、放射線というのは、一番放射線というんか原子力を使って恐ろしいものは原子爆弾になってくるわけですけども、そこまできなくても、実際人間の心のありようによってこの放射線というのは危険にもなり得るし、安全にも使えるしということで、理科教育におきましては、安全に放射線を利用する仕方といいますか、余りそればかり強調いたしますと、中島は国の回し者かと言われたら困りますんですけども、放射線というのは目に見えませんが、あるいは生まれたときから影響を受けています。ですから、それに対する認識を子供たちあるいは保護者、あるいは社会全般に徹底していただければと考えていますので、今後いろんな機会を通じて社会教育の場でも展開をお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 5番福井輝昭でございます。失礼いたします。

昨日夜ですが、テレビを見ておりました、東京マラソン。ごらんになられた方もおられると思いますが、話題がありましたですね。千葉県で理学療法士をされている若い男性の方でしたんですけど、親御さん、また弟さん、それからおじいちゃん、東日本大震災で亡くなられた、そういうふうな思いを引きずって東京マラソンに参加された。おばあちゃんがおられまして、前向きに考えていけというふうなことで東京マラソンに出場された。それはまだ話題が引き続いて、フィアンセ、婚約者がゴールで待っておったと、そこへ結婚指輪を無事完走して届けたという、明るいというよりも震災に遭われた方々、その完走した方々の影響を受けて本当に勇気づけられたんではないかなと思います。本当に明るい話題ではなかったかなと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

新しい子育て支援制度、子ども・子育て新システム。政府は、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ新システムとして、総合こども園の2015年導入実施に向けて、今国会での法案成立を目指している。この総合こども園については、読売新聞が3回にわたって特集しており、また同別紙面でこのシステム導入について、幼児教育の面から論説調の記事を掲載している。改めてこの新システムへの関心の高さをうかがわせる。

さて、待機児童の解消と幼児教育を担った幼保一体化の新システム、導入実施を3年後に控え、太子町はどう取り組んでいくのか伺う。以下に七つございますので、お願いいたします。

(1)として、現在太子町にある幼稚園、保育所はそれぞれどのような形態に移行していくのか、また企業の参入もあり得るのか。

(2)幼保一体化に伴い、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方必要となるが、これについてはどうか。また、総合こども園の所管は

どこになるのか。

(3) こども園の利用者は直接施設と利用契約を結び、所得や利用時間によって負担額を納めるようだが、月額大体どのぐらいの負担額になるのか。また、利用契約に当たっては、自治体の保育の必要性の認定が要件とされるが、認定基準については明確なガイドラインが示されているのか。

(4) 幼保一体化は幼児教育の質向上も求められている。どのような施策をお考えか。

(5) 待機児童の解消についてはどうか。

(6) この新システムに対する事業計画の策定はいつごろまでにされるのか。

(7) このシステムについて町民への周知はされているのか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 子ども・子育て新システムに関してでございます。

先日2月13日でございますが、基本制度の取りまとめが示されたところでございます。基本制度では、幼保一体化した総合こども園を創設することとしており、本町におきましても今後検討、研究していきたいと考えております。また、基本制度では多様な保育の量的拡大を目指した指定制度により、企業やNPO等の参入を認めることとなっております。本町におきましても、今後事業計画策定に係るニーズ調査などを通して検討していく必要があると考えております。

資格の問題でございますが、質の高い学校教育と保育の一体的提供並びに保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実を目的としております。総合こども園においては、原則幼稚園教諭の免許と保育士資格を併有する保育教諭を配置することとされているため、一方の資格しか持たない場合は、一方の資格の取得を促す必要がございます。

また、総合こども園の所管につきましては、現在は教育委員会管理課と社会福祉課の業務にまたがっておりますので、今後庁内において調整していく必要があると考えており

ます。

負担についてでございますが、基本制度の中で利用者の負担につきましては現行保育制度の利用者負担を基本とすることとなっておりますが、保育の必要性の認定基準につきましては国が定めることとなっております。具体的な基準等につきましては、まだ示されておりません。

幼保一体化によりまして、幼稚園で行われております学校教育法に位置づけられた教育と、保育所で行われております児童福祉法に位置づけられた保育が一体的に提供されることにより、さらに良質な生育環境が保障されていくものと考えております。職員の研修や環境整備などを通して幼児教育の質の向上に取り組んでいきたいと考えてます。

待機児童の解消でございますが、本町におけます保育所入所申込数は年々増加にございます。幼保一体化の目的の一つとしまして、保育の量的拡大が上げられております。保育の需要に適切に対応していけるように努めていきたいと考えております。

また、事業計画の策定でございます。基本制度そのものがこの間2月13日に取りまとめられておりますので、今現在、国、県等の説明会はまだまだございません。子ども・子育て新システムの基本制度の取りまとめにおきましては、各市町村において新市町新システム事業計画を策定することとなっております。それをもとに給付事業を実施していくこととされております。計画の策定に当たりましては、子育てに係るニーズを調査、把握することが必要でございます。計画の策定や記載事項が法定された後、進めていきたいと考えております。

現在のところ、基本制度の取りまとめが示されておりませんので、今後町において具体的な内容を検討していくこととなりますので、具体案が固まり次第、町民の皆様には周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） おおむね生活福祉部長より答弁がございました。私のほうから、教育委員会と幼稚園にかかわる部分について答弁させていただきます。

まず1点目、基本制度の取りまとめが先般まとめられ、内閣府のホームページに公表されているということは承知しておりますけれども、町の教育委員会事務局に内閣府や文科省、県教委などから制度についての情報は現時点でいただいております。したがって、今後策定される国の基本指針や県の支援計画を踏まえた町の新システム事業計画により、移行の形態を決定していくことになると考えております。

2番目の免許の関係でございます。（仮称）保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする、いずれかしか有していない者については特例措置を講じることになってございますので、今後国より特例措置の詳細が示されるものと考えております。

所管については今現在未定でございます。

月額どれぐらいの負担という点でございますけれども、基本制度ワーキングチームの取りまとめによると、利用者負担の設定については、国が定める全国基準額を踏まえて市町村が費用徴収基準額を定めることとする、利用者負担の水準については財源のあり方とあわせて検討することになってございますので、具体的な負担額については、今後国の基準が示されてから町としての基準額を検討することになるのではないかと考えております。

幼保一体化では、幼児教育の質的向上という点でございますが、幼稚園で対応する総合こども園というのは、満3歳以上の児童の受け入れを義務づけ、標準的な教育時間の学校教育をすべての子供に保障すると位置づけられております。幼稚園が総合こども園に移行するとしたならば、3歳児の受け入れについて検討していく必要があると考えております。

5番を飛ばしまして次6番、事業計画の策

定でございますが、現時点では国や県から新システムに対する具体的な内容等が示されておりませんので、時期については未定でございます。

町民への周知でございますが、教育委員会事務局としては、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめや新聞報道以外に情報を持ってございませんので、特に町民の皆様への周知していくことはございません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 法案もまだ成立してないということで、私も先ほど申しましたように、本当にこういうふうな切り抜き、これ読売新聞、3回にわたってのものなんですけども、こういうふうなことが大方の情報です。がしかし、以前より議会におきましても新システムについてはそのような陳情などもございました。そのこともありまして、関心もございまして、このたび質問ということになったわけでございますが、1番目ですけども、どのような形態に移行するというのか、これもまだまだ今の教育次長の話では情報も入ってこないということで、要を得ないようなご説明ではございました。この私の手持ちにある分に関しましては、読売新聞にシステムの内容というのは割と詳しく載っておるわけでございます。

でも、現在の太子町の例えば保育所ですけども、認可保育所と認可外保育所、これは数としては幾ら、区分けして教えていただきましたらいいと思いますが、認可保育所と認可外保育所、太子町にある保育所ですけど。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 太子町では4認可保育所でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

そうしたら、この読売新聞では認可保育所の大方が総合こども園に移行するよという、

そういうふうに書かれておるわけです。ということになれば、また認可保育所におきましては当然保育とこれから就学前の幼児も預かってやっていくということになるわけでございます。

教育次長が言われました幼稚園でございますが、総合こども園ということで、幼稚園におきましてもゼロ歳児から当然預かっていくことができますが、この記事によりますとゼロ歳児から2歳児までの保育については義務づけがないという、そういうふうな表現がされておまして、今おっしゃられた3歳から5歳児、そういうふうな幼児教育ということに太子町としてはなるんでしょうか。教育次長お願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 先ほども申しましたように、基本的な情報がないという状況の中で本当にどうするんだとお聞きになられても、こうするんだとお答えするものがないんですけれども、現時点では私学助成を受けている私立の幼稚園については、この制度外でまた残っていくことも国は容認してるわけでございますので、要は総合こども園と幼稚園とゼロ歳から2歳までの乳児系の年齢の低い保育所と、それから私立の幼稚園と、結果一体化しようと思ったけども4つに分かれてしまったという、そういうことなわけでございます。公立の幼稚園の役割はやはり軽々には申し上げられませんが、3歳以上が守備範囲かなと思います。やっぱり現在この総合こども園のほうで前面に出てくるのは、保育所がウイングを広げていくということを国においても想定されておると思いますので、現時点ではその程度のことしか答弁しかねます。よろしくをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

結局これ待機児童の問題にもかかわってきまして、都市部におきましては非常に待機児童の問題、これは非常に表面化しております。総合こども園に幼稚園が移行してゼロ歳

児から預かってくれるようになれば、本当に保育量の拡大も図れ、そして待機児童の解消に十分つながっていくんだけど、なかなかコストがかかるという。ゼロ歳児から預かっていく保育は非常に人件費とコストもかかるということで、まだ都市部におきましては幼稚園の充足率が非常に高いので、そういうふうなゼロ歳児から2歳児への保育というのは考えにくいというようなことがここには書いてある。それが実情なのかもわかりませんが、今後太子町においてはそれはどうなっていくかということでございます。

それから、企業の参入についてでございますが、当然待機児童の解消を主な形として企業参入ということで。これは2000年度より、保育所、認可保育所など企業が参入しております。また、ここへきて企業の参入ということ太子町が企業としての、企業というのはある意味利潤を追求するという仕組みを持っております。株式会社がそういうふうな総合こども園を運営していくという、非常に特殊な分に入るのかもわかりませんが、この企業参入について太子町としてはどのような考え方を今お持ちなのかというよりも、企業参入については積極的なのかどうか、その辺のところをお伺いできたらと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） この基本制度は2月13日に発表されまして、私どもその辺の詳しく制度の説明がございません。福井議員と同じようにメディアでの紹介資料を見させていただいているような状況でございます。

一つ上げましたら、社会保障・税一体改革案の中で、子供子育て分野については追加所要額としまして2015年度以降、平成27年度以降ですね、国全体で1兆円を超える見込みとされているということで、財源の裏づけをもとにした法制度の確立につきましては、平成27年度以降にこういった制度化になるというふうなことだけしか今現在情報がございませんので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 本当にやむを得ん事情です、確かに。私も別に、できたものを手元にあっついでいよいよこれが導入実施についての指針ですよなんてものはないんですよ。今、先ほど申しましたこういったものだけの情報と以前からの保育行政というんですかね、指針、そういったものを拾い上げながら今質問させていただいているという。でも、しかしこれは非常に大切なことで、法案成立を後、2013年施行、2015年導入実施と、そういう道筋が描かれている以上、これは取り組んでいかなきゃならんという、これはもう行政にしたって当然の話なので、よろしくまたお願いしたいと思います。

ただ、今の企業参入についてはいろんな問題もあるようです。結局企業なので、例えば運営母体の経営状態が思わしくないから撤退するわとか、これはできます。これは勝手にできることなんです。通常の企業の感覚からすればできます。それとか、運営内容におきましては、保育とか教育の質等も問題があるかもわかりませんね。そういう専門的なことでずっと従来ノウハウっていうのはないかもわかりませんので、いろいろその辺のところは難しいかもわかりません。いずれにしても流れとしては、企業参入というのはいくらあり得るのではないかという印象は持っております。

次ですが、職員資格の問題ですが、今いただきまして保育教諭という、これ一応（仮称）でよろしいですね、（仮称）ということ。いずれか幼稚園教諭の免許あるいは保育士資格ということで、それぞれお持ちなんですけども、移行期間の間においてそういうふうになんかまとまるということに理解させていただいてよろしいですか。ちょっとお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 特例措置の期間がございますので、その詳細が示されればどう

いうふうにするのかなということになると思いますが、現時点の制度でもそれぞれが双方違う分野の資格を取得するための、以前保育所なんかでは幼稚園の資格を取るための補助制度みたいなものもあった時期がございますので、やはりそれぞれが共有するのが望ましいわけでございます。そして、20年6月、ちょっと古い資料になるんですけども、公立幼稚園当時22名先生がおられて、養護が2名おられましたから、実際保育にかかれる方は園長含めて20人。そのうち15人は両方とも持っている。それから、幼稚園のみの方が5人、この方は小学校なども持っておられる方ですけども、含めて5人。当時保育所10人正規の先生がおられまして、保育所のみが3人、両方とも持っておられる方が7人というそういう形で、大筋7割から8割は両方持っておられるという現状が20年当時ございましたので、現在も変わってないんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 この保育所、とにかく幼保一体ということで非常にこれからさまざまな、導入実施に向けてはいろんなことがあり得ることは本当に容易に想像できるわけでございますが、しかしその一点一点はクリアしていかなければならないというのは当然のことだろうと思います。

次に、保育の保育料とかいろんなことでお尋ねするわけでございますが、現在の保育制度におきましては応能負担方式でよろしいと思いますが、とにかく前年度の所得に基づいて利用者のほうで保育料のご負担をいただくということ、これが総合こども園というような新システムに移行した場合に、市町村においては認定の仕方が、現行の保育制度におきましては市町村が入所者の決定をするわけでございますが、新システムにおきましては利用者が、一応市町村におきましても保育の必要量の認定はするとされておりますが、保護者が直接その利用する施設と契約するとい

う、そういうふうなことになるわけですが、とにかく現行保育制度にあれば、児童福祉法に基づく制度でございますので、とにかく保育所に入所すれば児童福祉法に照らして保育されるということ。

ただ、新しいこのシステムにおきましては、利用者が直接その施設と契約し、そして保育料を払うという、そういうふうなことになって契約関係がちょっと違ってまいります。例えばその時点になって保育料が払えないからどうするんだという、そういう問題も出る可能性もありますし、また現在の保育所制度の中で例えば滞納されている状況なのは、私ちょっとそれは詳細はわかりませんがあるということになれば、今後新システムにおいてもそういう状況もあり得るのかなというふうに考えるわけでございますが、この辺のことについてはそれはどうお考えになりますか。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時 26 分）

（再開 午後 2 時 27 分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（首藤正弘） 今、福井議員さんのほうからいろいろとご質問をちょうだいいたしておるところでございますが、我々もこの本会議一般質問の中で想定的な答弁は、これはできるわけでもございません。料金形態の問題、また運営方針、いろいろと申されてはおりますが、私自身もまだ何も決裁も上がってきてない状態、ましてこの問題は以前から言われておりますように、教育分野と保育分野の合体と一元化というようなことでございますので慎重に進めなければいけないと、このように考えておりますので、そうしたものが国または県なりからこちらのほうに届き次第、また説明会も恐らくやこれは県のほうであろうと思います。

そうした中で取り組みを、またしっかり取り組み方針を決定していき、国の分野、県の

分野、町の分野、そうした持ち分が明確になり次第、また報告をさせていただきたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今のご説明でよくわかりました。お答えいただけそうなことでまたご質問させていただきたいと思いますが、現在太子町においては待機児童といわれる子供さん、これは状況は把握されておられると思いますがどうでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 国の指針に基づきます待機児童につきましては、100%充足されているということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ということは、待機児童はないと、現在のところは。それは何より。本当に保育行政は確かな行政をされていると、そういうふうを感じ取りました。

とにかくこの新システムがまず待機児童の解消に当たってのためのものが第一義であるという、そういうようなことでされておりますが、非常に私も待機児童については関心を持っております。

それから、教育に関する部分で、先ほども教育次長からお話がありました。結局幼保一体化ということで、これは幼稚園は当然就学前の教育ということで3歳児以上を現在扱ってやっておられる。保育所におきましては今度総合こども園に移行した折においては就学前の教育も当然なされていくし、現今、保護者においても就学前の教育をやってほしいという、そういうような状況も非常にあります。

それとまた、これも私も新聞の受け売りなんですけども読売新聞に、今度の幼保一体化につきましては待機児童の解消だけではありません、とにかく幼児教育の底上げも必要ではないかという、そういうふうなことも論説調の記事として寄せております。私もこれを

読ませていただいて、現在の幼児教育というのはそうなのかなという部分があります。

例えば、ここにもあるんですが、結局幼児教育、日本の勤労世帯の平均所得の6.8%ぐらいが保育教育の公的指数なんだということ。ところが、30%以上のところもあるんですね、世界では。ということで非常に遅れているのではないかという、そういうふうなことも。というのは、世界的にやはり幼児教育への投資効果の高さというのがこれはもう世界的にも認識されておるようなんです。その辺のところを太子町としても踏まえていただければなど、そういうふうに思っております。

いずれにしたって新システムになればいろんな教育、保育、そういったあり方が見えてくるとは思いますけども、今も言われたようにまだまだ実際のどんなものか手元にないということで、具体的なものは見えてこないと思えますが、よろしく願いいたしたいと思えます。

事業計画の策定ということでお話もいただきました。これもとにかくまだ少し時期尚早かなと思えますが、移行については1兆円規模の政府としては財源を用意しなければならないということでもあります。ということで、各自治体におきましても保育需要がどのくらいであるかという、そういうような見通しも立ててくれというようなこともここには掲載してありますので、よろしくまたお願いいたします。

このシステムというのは今も本当に、私も質問するほうもお答えいただくほうもとにかくはっきりしたものがない中でやりとりで、本当に町民への周知も何もないかもわかりませんが、こういう質問があったということで、ひとつ今後腰を入れて、力を入れて情報収集に努めていただき、今後の行政に生かしていただきたいなと思っております。

これ以上お尋ねすることもなかなか厳しいようなので、私のほうはこれぐらいなのかなと思えますけど、まだまだ聞きたい部分は山

ほどあるんですけど、それは想定の間答では申しわけないので申し上げられませんが、ただ私もこの質問に当たりましては、本当に改めてこんな頭になって、孫を保育所に入れるような年になって初めて、自分の子供のときにはそういう保育の質とかにはほとんど縁がなかったんですけども、改めてこの質問をさせていただくときに保育の制度の流れからいろいろ質の問題とかいろんなことを勉強させていただきました。その中で、保育というのは子供もはぐくむ、またその中で親も保護者もはぐくまれるという、これは言い得て妙だなと改めて思ったわけでございます。

長々と申しわけない質問が多かったと思いますが、私の質問は以上、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。お世話になりました。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

午後2時50分に再開します。

（休憩 午後2時35分）

（再開 午後2時49分）

**○議長（佐野芳彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、平田孝義議員。

**○平田孝義議員** こんにちは。7番日本共産党の平田です。通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、若い人たちの移住とそれに伴う定住促進について、どのような対策を推進していくのかについてお答えをいただきたいと思えます。

お隣の相生市では、昨年日本一を目指す子育て支援都市宣言を発表して、それに基づき大々的に思い切った11施策の中で、若い世代の移住及び定住の促進に強い意志を持って動き始めております。

相生市は、かつて石川島播磨重工業、現IHIの典型的な重厚長大な造船業の企業城下町として発展してまいりました。しかし、日

本経済の慢性的な構造不況のもと、不況の波をもろに受け、企業の衰退とともに町も衰退し、人口減少が続きました。そこで、相生市は人口の減少と少子・高齢化に対し、思い切った政策を選択し、将来に向けて若い人たちの資源の確保とそれに対する目的で子育て支援施策また定住促進事業などを推進しております。

私たちの太子町の人口増は、具体的施策を行うこともないまま増大しており、喜ばしいことでございます。現在3万3,000人余りの人口になり、年少人口率も1.7%強、出生率1.8人と県内ではずば抜けて若い町であります。しかし、これから歳を重ねるにつれて、全国的な人口減の中、そういったときを迎えることが考えられます。

今の太子町の現実を見ると、かつて東芝が元気であったいい時代とは異なり、長期的な経済不況と社会の閉塞感の中で、じわじわと高齢化が進行する中で、展望性と若さを失いつつあります。若い人たちが太子町に移住し、定住して生き生きと生活を送るためには、インフラの整備を初め、またそれに伴う仕事、雇用の安定、医療、教育、子育て環境の充実また文化、スポーツと娯楽施設の整備など、魅力あるまちづくりが重要かと思いません。新庁舎建設に力を入れることばかりにとらわれず、若い人たちが住んでみたい、また住みたいと思うような若い力がこれから十分に発揮できるような5年、10年先を展望した具体的な施策が必要かと考えられます。

先ほど私が申しましたこと、5年、10年先の町としてどういう施策があるか、これに対し重点的に当局より考えを示していただきたい、そのように思います。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 全国的に人口減少、少子・高齢化が課題となっておりますが、本町の平成22年国勢調査人口は3万3,438人と県下12町で最も多く、また年少人口割合が県下第1位、出生率も県下第3位で

あることから、他市町とは傾向が少し異なっております。年少人口、総人口とも微増をいたしております。

本町が持っている利便性や住みやすさを生かしつつ若年層のさらなる流入を図るためには、子育て支援の一層の充実を図ることが大切と考えております。平成24年度におきましても、今般お示ししております一般会計予算の中に児童福祉費、保育所費、各種健診費用、幼・小・中学校費、また福祉医療などの施策を網羅しております。実施可能な範囲においての諸施策の推進によりまして、子育てしやすいまちづくりを進め、長期的な若い世代の定住促進策につながっていけばいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ありがとうございます。

太子町は22平方キロメートルの中に、南には網干駅がございます。また、北のほうには姫新線太市駅、また太子町の北側中心を走っておりますバイパス、本当にそういった中に乗り入れの場所が5カ所あるというところは、多分全国には数少ないはずだと思います。そういった利便性の中でこの太子町は人口も増加したのではないかと、私は考えております。そういった中でこれからこのような利便性を生かす、それに甘んじることなくこの交通便利性を活用して、行政また町民また我々議会が一体となった改革に挑み、許す限りルールにのっとった施策を実現していただきたい。

それに対し私がいつも思っておることは、必ずいいことがあった後は悪いことがある。これは長い人生の中であることであります。そういったことから町の行政の行き方も、こういうことを考えていかなくは将来が危うい、そう思うわけでございます。そういったところで、10年後人口の見込み率は減少かまた増ですか。たしか当局のデータを見ますと、減少になっております。そういった中、今回大きな問題である、問題というか、大きなお

金を使う庁舎も建設されます。そういった中でこの太子町の重点課題として考えていただきたいのは、太子町では大きな買い物をする庁舎、それに際する先駆け、そういった20年間先ほどお話がありましたように払い込んでいく、そういうことも施策として考えながらやっていただきたい。

そういうことで、今後単純で申しますと、税収も10年、20年後には多分減るのではないかと考えております。そういった中で、当局としてどのように考えておりますか。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 私ども常々申し上げておりますのは、持続可能な安定した行政運営でございます。その中には教育もあれば福祉もある、道路もある、いろんな事業があるわけですから。そういったところは私どもの今現在の施策は、打ち上げ花火的な派手な事業はやっておりませんが、地味かもしれませんが、持続可能な行政運営を目指しております。ですから、本当に今、議員ご指摘のとおり利便性のいいところですから、そういった方がどんどん入ってこられるのは本当にありがたいことで、今の時期だけかもしれませんが、やがて20年後、30年後、それは統計的に見れば、本町だけでなく日本全体の人口が減っていくわけですから、それはもう私どもどうにもできないことでありますが、そういった中で、今お若い方が利便性を求めて入ってこられるんならそれに対応したような施策、そういうものもいろいろ今後展開していくべきだろうとは思いますが、しかし地味ではありますけども、堅実な運営をやっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今、総務部長のほうから回答をいただきました。本当に今後そういった若い人たちの活用と、また今言った教育、そういうような環境づくり、そういったことを想定しながらこれからのことを考えていた

きたい。そう思うわけでございます。

また、これに関連して、2番目の子ども支援策について申します。

子育て支援策は、地域が元気になり新たな産業を興す呼び水となります。このような観点から見て、将来的に明確な施策を進めることが大切です。今、全国的にどこの町でも少子化が進んでおりますが、子供を安心して育てられる施設が備わった町は必ず少子化問題の危機を打開することが可能であると思っております。

子供を何人つくるかは、それぞれの夫婦、また個人としての女性の権利であります。個人の権利を尊重することは当然ですが、同時に大きな社会問題である、若い人たちが安心して子育てができる町の施策については、12月の定例会議においても私は質問しております。

子ども医療費の完全無料化などに、医療費負担の低減、また政府が進める、先ほど私の前の議員が言っておられました子育て新システム導入が自治体の公的保育責任のそういった放棄、また保育料が利用時間により増大する、保育差別のおそれ、また待機児童をゼロにできるかという、そういったことが不安であります。保護者から深刻なそういった問題も指摘されております。

長引く経済不況、不安定雇用、また貧困化のもとでお父さんお母さんが人間らしく働くことができ、仕事と子育てが両立できる施設や経済的負担を軽減する施設を推進することが要望されております。

太子町内においては、若い人たちが安心して住み続け生活を営むためには、まず地場産業、企業の育成など、それに伴う介入をし、発展を積極的に進めることが当然行政の重要な役割と考えます。その点、当局としてどのような対策をされますか。それにまた、対策をどのように示されるか、またどのように考えておられますか、お答えをいただきます。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 子育て支援策についてでございます。

行政、企業、地域が一体となりまして、それぞれの立場で今の課題に真摯に取り組み、将来目標を掲げ、計画的に持続のある政策を遂行することが重要であると考えております。将来を担う子供たちが健やかに成長するためにも、子育て支援は重要な課題でございます。町におきましても、今後取り組むべき子育て支援策が地域の雇用を生み、町が活気づき、そこで暮らす地域の方々が自分の経験を何らかの形で子育てに貢献できる施策が大切であると考えております。

本町におきましても、第5次総合計画で子育てしやすいまちづくりを進めるに当たりまして、核家族の進行や地域の連帯感の希薄化により子育てに不安を感じる親が増加していることから、子育てしやすい環境を整備しまして、親の悩みや不安を解消する施策が大切であり、子育ての悩みや不安を解消する相談体制や交流の場の確保に取り組んでいきたいと考えております。

その施策の一環としまして、児童館や子育て学習センターなどを利用いただき、子供たちに遊び、学びの場を提供し、親の交流を図りながら、子供たちが伸び伸びと育つ環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。家庭での子育て支援、保育サービスの充実、遊び、学びの場の場づくりを基本計画としまして、子育て学習センターや子育て相談の充実、ひとり親家庭への支援、保育機能の充実、子育て家庭の交流の場づくりを施策として進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 部長が言われた、それに対する平成24年度以降の子どものための手当等の取り扱いについていろいろある中で、地方の自由度の拡大に合わせ、以下の国庫補助負担金の一般財源化等に対する実施の中で1,841億円。それと、子育て支援交付金の中で次世代育成支援対策推進事業の一部、地方

独自の子育て支援促進事業及び子育て支援環境整備事業に限る、これが93億円。地域子育ての育成事業、地方独自の事業補助、平成24年度から地方財政の増収分で対応する124億円。子ども手当事務取扱交付金98億円、国民健康保険都道府県調整交付金1,526億円。これらの措置による地方の事業の内容については、地方の裁量を尊重するため、国は法令上、基準を新たに掲げないこととするなど、取り扱いなどについて国は定めておりますが、子育て支援策などに補助、支援などを当局としては受けられるのか、お聞きしたいんです。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 今回23年度の補正でもございます子育て支援交付金、現在国の制度の中で子育て支援交付金制度と、また安心こども基金等の制度が財源振り替えによりまして乳幼児等の医療費に充当したというような制度もございます。こういった子育て支援交付金制度、また安心こども基金等の制度でございますが、本町に合った施策を見きわめ実行するため、今後さらに研究、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 そういったことで、子育て支援に対する国の支援金、また交付金、こういうものを活用しながら、ぜひ子供たちのために、いつも言われております宝である太子町のためにそちらのほうのお金を借りていただいて、必ずやっていただきたい、そのように思います。

次に、住民が安心して暮らせる施設の推進について。

先ほど少子化の進行に伴う若い人たちへの対応について質問をいたしました。それに対応して、高齢化の方々が安心して老後を過ごすための施策を真剣に考えることも大切です。

このたび2012年度予算に高齢化と心身障害

者世帯を対象にした交通手段の利便を図るため、タクシー利用券の交付が計上されました。交通手段を持たない高齢者の病院、買い物などの交通手段として住民方要望の一部が町政に通じたものと評価しております。

今日お年寄りに対する環境は、老齢年金、障害者年金などの給付削減、年金支給年齢開始時期の先延ばし、医療費の窓口負担を導入など極めて厳しいものであります。このたびのやすらぎタクシー利用の助成は、高齢者の外出支援、緊急医療足の確保に対する支援であり、さらに手厚い交通手段支援が要望されております。

働き盛りの人たちにとって、日本経済の長期的な低迷を口実に多くの人たちが非正規雇用など不安定な雇用と所得が大幅に低下する状況の中、遠距離通勤などのためJR網干駅を利用している町民に対する駐車、駐輪費用など一部の助成をするなど、このような対策も必要と考えます。町としてどのようにお考えですか。お答えをいただきます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 近年の高齢化や核家族化に伴いまして、日常生活において日用品の買い物や通院等、交通手段の確保が困難な高齢者の方々が増加しております。また、外出が困難な障害者の方々もいらっしゃいます。自動車を持たない、または自動車を運転できない高齢者の方々、重度心身障害者の方々を対象としまして、日常生活における交通便利の向上を寄与することを目的に、一定の条件を満たした対象世帯にタクシー運賃を助成するものでございます。この事業につきましては、平成24年4月から実施したいと考えております。

助成内容につきましては、高齢者世帯につきましては年間500円券を30枚、また障害者の方々に対しましては年間500円券を最大48枚助成するというところでございます。利用できるタクシー会社につきましては、町内及び隣接市のタクシー会社で本制度の趣旨に理解を示されたところと契約し、町のホームペ

ージや「広報たいし」に周知してまいりたいと考えております。

次に、医療費でございますが、通院医療に対する助成につきましては低年齢児を中心に無料化が進んでおりますが、当町では幅広い年齢の子育てを支援することを目的に県の制度よりも対象年齢を拡充し、これを上回る助成内容に取り組んでおります。

また、兵庫県の福祉医療助成制度のうち子ども医療費につきましては、法人県民税の超過課税を財源として助成しておりますので、その期間が平成26年度となっております。県も、その時点でそれ以降どうするのか再検討するというところでございます。本町においても、再検討しながら鋭意進めていきたいと考えております。

次に、保育につきましてでございます。

近年、共働き家庭の増加、就労形態の多様化に対応していくため、できるだけ多くの乳幼児が保育所に入所できるよう各園と調整し、保育事業に取り組んでおります。今後、より一層保育事業が充実したものになるよう、保育所定員の見直しや一時預かり事業の充実に努め、利用者の生活実態に応じた多様な選択が可能な環境づくりを推進し、仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりが行政の施策として重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 町としても、いろいろな施策を考えておられる。ただ、これから高齢者が多くなる、そういったことも加味しているいろいろなことを考えていただきたい。

それと、先ほど私が申しました若い人たちのための施策、網干駅で通勤されておられる方々、本当に数多い方が網干駅から東は神戸、大阪、また西は岡山、そういったところに通勤をされておられます。また、景気の低迷により、また指定外雇用の中、本当に大変なお父さんやお母さん、そういった方々がおられます。そういったことを加味しながら、少

しでも本当に気持ちのある、心あるそういった施策を考えられる、そうすることによって太子町はすごいなど、よそがやってないことをやってくれるなど、本当にこれは心のちょっとした気持ちではないかと私は思います。そういったことも、これから行政として考えていただきたい。もう先ほどからつながつたような話で、庁舎問題、これも確かに大きな問題でございます。それがあからこそ、太子町はそういうことにも心ある力を入れていただきたい、こう私は思うわけでございます。そういうことで、とりあえず提案と、お願いということで言っときます。

次に、消費税問題で、これも太子町民に対するかなりの問題でございます。人によっては、こんな話は国の問題じゃないかという方が多くおられます。これは、非常に地方に行けば行くほど大変な問題でございます。そういったことで、この消費税問題について少し聞きたいと思います。

今、民主党の野田政権は社会保障・税の一体改革と称して、消費税を2014年に8%、2015年に10%と段階的に増税法案を成立させようとしております。多くの国民から、この計画に対する強い不安と批判の声が広がっております。同時に、国民みんなから安心できる社会保障をどうやって再生、拡充、拡大していくのか、国と地方の財政危機をどうやって打開するのか、そのための財源をどうやってつくるのかについて、多くの国民が答えを求めております。

消費税増税は、所得の少ない人たちに重くのしかかり、最悪の不公平税制改革であります。社会保障等一体の税制改革に対して、どのように当局は考えておられるか、また消費税に対する考えを、その見解をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 社会保障と税の一体改革の制度設計を検討する上で、消費税の増税が柱となっていることは周知のとおりであります。また、消費税の逆進性の課題を初

め、解決すべきさまざまな問題が山積していることも報道等で知らされております。

消費税増税によります収入は全額社会保障の財源とされ、昨年度末には国と地方の協議の場において、国と地方との配分について合意がなされました。現在、政府によります「明日への安心」対話集会在全国各地で開催され、消費税率の引き上げに理解を求めているところは承知いたしております。

こうした観点に立った国民的議論がなされている最中におきまして、地方自治体の一団体として賛成、反対、そういうものに言及する立場にはないというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 消費税について、国民健康保険の都道府県単位に伴う処置や子ども・子育て新システムの財源などにも消費税増税分が予定されております。総務省が地方自治体に消費税増税へ協力を求めるなど、消費税大増税、社会保障改悪に同意しているように見受けられますが、先日の議会において町長の施政方針にあるように、住民の暮らしと命を守る、地域を元気にするためにと述べられておりました。国の悪政を許さず、消費税大増税ストップ、社会保障充実、財政危機打開に伴う要請書など、そういった提出を当局としては国に求めていただきたい。また、それに伴う各地域の行政も、多くの方々が国のほうに要請文を送っておられます。そういったことを太子町としてもやっていただきたい、そういうふうに思うわけでございます。

2014年4月から5%を8%といった、こういった消費税が、また2015年10月から10%、そういった消費税率が13兆円入ることあります。以前にも1996年だったか、86年だったか記憶がないんですけど、橋本内閣時、社会保障のためと言って消費税3%を上げておられます。それを何ら社会保障どころか、大企業の減税に使われた。また、今回も大企業の減税5%、もちろん法人税でございます。そういったことを考えれば、我々庶民から5%

というものを上げて大企業に5%減税する、こういったのがこの消費税のからくりでございます。そういったことを必ず知っていただき、我々太子町民の方々のために当局は国に対し要請文を送るということが当然じゃないかと私は思います。お答えいただきます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） もう一度お答えいたします。

地方自治体の一団体として、賛成反対を言及する立場にはないと考えております。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 いや、それは総務部長が言われる反対とか賛成じゃなく、こういうことを上げてもらっては困りますよという要請文を出していただきたい。そういうわけでございます。

これは確かに国が決めることであって、地方自治体が決めることではないことは私は百に承知でございます。必ずそういうことも考えていただきたいというのが私の見解でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） もう一度答弁求めますか。

（平田孝義議員「はい」の声あり）

続けてください。

○平田孝義議員 今、総務部長が言われた答弁に対して、ちょっと質問に対して答弁いただきたいんです。反対賛成じゃないんです。そういうことをお願いしたいんです。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 私ども地方自治体の一職員、一団体、町長を含めまして私も職員ですけども、そういうものにはこういう場では言及いたしません。

それは、あなたの考え方と違うかもしれませんが、私どもはそういう考えでございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 よくわかりました。そういうことで、ちゃんと私も認識しておきます。

次に、消防法に対する質問でございます。消防広域化について質問というか、こういうことが実施されているそういう中で、端的に聞きたいということで質問させていただきます。

国は、都道府県に対して平成19年度中に消防の広域化のための推進計画の策定を求めてきております。その県が策定した計画に基づいて、広域化対策市町村の消防の広域化に関する基本指針を示し、都道府県に平成19年度中に広域化のための推進計画の設定を求めており、2013年、平成25年度運用開始により、消防通信指令業務（消防デジタル無線高機能消防指令センター）広域化（共同運用）の整備を進めておるようでございます。

太子町も赤穂市を除き、たつの市、相生市、上郡町、宍粟市などの広域化を推進することを決め、協議に入ると聞いているのですが、こうした国と県の推進計画に対して市町村首長や消防現場、県民からさまざまな批判や消防力の低下を危惧する声が各地で起きておりますが、そこでまず1点目の市町村の自主的な判断として、市町村合併の推進と同じく事実上の強制合併になるのではないかと思います。詳しく聞きたいのと、合併の必要性を判断し決定するのはあくまでも主人公である住民の市町村行政の執行であることが原則で、ましてや期間内に広域化を実施しなかった場合、ペナルティーや不利益な扱いがあるのか聞きたいということが1点目でございます。

2点目が、町民の生命、財産にかかわる重大な問題をこのような短期間に、しかも消防団や住民、組織の中で十分な論議が重ねられているのかということと、また上からの案を決め、押しつけられるほうは非民主的であるということ。そこで、広域化によって火災等の災害から町民の生命、身体、財産を守る消防の役割が本当に充実できるかということが2点目でございます。

3点目が、人口の規模以上に面積が広くなる場合、救急医療が迅速に行われる保障は、

迅速率の達成の中に、広域化によって消防本部の対応力の低下するようないことがあってはならないとしておりますが、そのようなところをどのようにお考えかというのが3点目でございます。

万が一の火災やそういった災害が発生した場合、常備消防とともに地元の市町村や消防団、さらに地域住民と連携が不可欠です。そこで、地元消防団、地域住民との連携、共同活動にどう対応されるのかというのが4点目でございます。

5点目が、低い消防力の改善に財政分担など、国は全国の消防職員の充足率が75%推移しているのは、各市町村における厳しい財政状況や行政改革に基づく定員管理等による大幅な消防職員の増加が困難なことになるように思われます。そういった中で、財政面とサービスの低下などがどのように結びついていくのか、この5点を問いたいと思います。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まず、1点目でございますが、自主的な市町村の消防の広域化の必要性から、国において平成18年6月14日に消防組織法の一部改正、同年7月12日に市町村の広域化に関する基本指針が策定され、この指針に基づき兵庫県は平成19年9月21日に兵庫県消防広域化検討委員会を設置するとともに協議を重ね、平成21年6月8日に兵庫県消防広域化推進計画を策定し、平成24年度末までに広域化の実現を目指すことになっております。

これを受けまして、西播磨地区4市1町、相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、佐用町の消防本部による協議を重ね、課題はあるもののおおむね広域化を目指すことで各市町の同意が得られ、平成23年2月、消防署を持たない上郡町と太子町を含めた4市3町による消防の広域化に向けた協議が始まりましたが、赤穂市と上郡がメリットが見出せないとの理由により、協議から脱退をしました。その後、3市2町、相生市、たつの市、宍粟

市、佐用町、太子町によりまして広域化を目指そうということになりました。これらの経緯を見てもわかるように、強制的な合併でないことがおわかりいただけると思います。

また、町としての対策につきましては、常備消防を持たないので、委託先であるたつの市消防本部の意見を尊重し協議に参加しており、広域化につきましては問題はないと考えております。

2点目でございますが、先ほど回答しました常備消防におきまして十分な協議を重ね、今後の消防を取り巻く環境の変化、第1に災害の多様化、大規模化、第2に住民ニーズの変化、第3に高齢化社会、人口減少時代等の課題に対応するため必要であると判断した上での広域化でございます。なお、消防団につきましては、常備消防との連携においては協議が必要ではございますが、広域化について直接影響はないものと考えております。

また、広域化の目的の一つに住民サービスの向上を掲げており、今後住民の複雑、多様化するニーズにこたえとともに、迅速な活動により消防の役割が充実すると考えております。

3点目でございますが、広域化によりまして市町の境がなくなり、消防隊、救急隊の現場到着時間が短縮される地域が出てくるとともに多数の消防隊、救急隊の運用が可能となり、出動隊数の増加が図れ、初動体制の強化につながるものと考えております。

また、自然災害、大規模な事故等に対し、一挙に多数で多様な部隊の編成、消防隊、救急隊を同時に出動させることが可能となり、消防、救急力の強化、充実が図れるものと思っております。

4点目でございます。消防団につきましては、担当事務を消防署が担任している自治体、これは相生、たつの市でございます。それと、市町が担任している自治体、これは宍粟市、佐用町、太子町です。今後、合併協議の中で調整が図られるものと考えております。

また、消防団、地域住民との連携につきましても、合併協議の中で調整が図られるというふうに考えておりますが、各消防団及び自治会で実施される図上訓練、初期消火訓練、防火訓練、啓発等は引き続き行われると考えております。

5点目でございます。広域化における財政の分担、またサービスにつきましては、合併協議の中で調整されますので現段階でどうなるのかということはお答えはできませんが、住民サービスにつきましては現在の消防救急力は維持することが大前提でございます。先ほども述べましたとおり、広域化によるメリットはあってもデメリットはないと現在考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ちょっと5つの質問の中で1つ抜けたかと思うんですけど、期間内に広域化を実施しなかった場合、ペナルティーなんか、そういった不利益などはございますか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 特に国、県からのペナルティーというものはございません。ただ、いわゆる24年度中の合併協議、そして25年度から広域消防ということになりますと、財政負担が国のいろいろな措置が受けられないと、こういうことはございますね。ですから、この話を仮に太子町は御破算ですよということになれば、すべてデジタル無線化だとか、今後消防に対する費用負担は国からの何の恩恵も受けられないということでございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 私は、広域化に対して全く反対じゃございません。慎重に協議していただきたいというのが、私の願いでございます。

そういった中、広域化規模というのが人口30万、これが一応形となってるはずなんです。だから、こういった広域的な行政機関が

1つになってこれをやってるということは私も理解をしております。ただ、なぜ慎重かというのは、宍粟市、遠いところ、またこの太子町の中でやられれば、今まででも結構消防に対する力もあったのになど。ただ、広域化になって本当にそういうふうに土地の、我々町民の財産を、またそういう生命的なものを守っていただけるのかなという心配があります。

それと、ここにも書いておりますがメリット、言われていることもわかっております。災害時よっての初動体制の強化などもそれはできます、はっきり言うて。それと、統一的な指揮の下での効果的な部隊運用もできます。それと、本格本部機能の統合的な効率化による現場活動要員の推進もこれはできるかなと思います。そういったいろいろなメリットもあります。

そういった中で私が再三言ってるのは、協議を進める中でどうしても慎重に協議していただきたい。太子町が有利になるほうで協議していただきたいというのが私の願いでございます。

それと、最後に1点だけちょっとお聞きしたいんですけど、今回消防に対する、先ほどデジタル化ということでお話がございました。その中で、地方債の減額、お金、そういうものが平成24年度で3,995億円国が出されております。そういったものを防災拠点施設とか防災資機材、またそういった備蓄、施設、それにまた非常用の電源、拠点避難所とか避難路、そういうものに太子町は使われるのかなということもお聞きしたいんです。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） この広域化につきましての国の財政支援につきましては、メニューが一致すれば当然そのメニューに乗っかっていくということでございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 そういうことで、ぜひ太子町の住民を守る消防、それを全力を挙げてや

っていただきたい、そのようにお願いをいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

**○服部千秋議員** それでは、何点かにつきまして質問をさせていただきます。

1、職員のボランティア休暇について、本町のボランティア休暇制度について伺います。

(1)これまでの実績、利用状況は。

(2)運営上の今後の課題は。

(3)職員のボランティアの意識について、この5年間のうちに調査されたことはありますか。お願いします。

**○議長（佐野芳彦）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** まず、1点目でございますが、職員の勤務時間等に関する規則に規定されております特別休暇を一般的にボランティア休暇と呼んでおりますが、平成9年4月に創設されてからこれまでの利用はございません。

2点目でございます。制度としてありますが、利用がなされていないところが課題かもしれません。自己の業務への影響も関係するでしょうし、年次休暇を利用するほうが容易に取得ができるという認識があるのかもしれませんが。もちろん、申請があれば規定に基づき処理をし、規定に合致しておれば承認いたします。

3点目でございます。ボランティアの意識について、特に調査した実績はございません。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 服部千秋議員。

**○服部千秋議員** 今お答えになったように利用されておらず、また意識も調査していないということですが、一度こういうことについてどういうふうに、ボランティアについて意識を職員が持っているか検討してもらえたらなというふうに思っております。

といいますのは、職員の中にもこれがあるということ自体を知っておられない方もおられました。名前とかは言いませんけれども、高いというか、入ったばかりの職員とかそういうことではありませんでした。ですから、実際にどうも利用がなされていないような状況でありますので、これについて今後職員の意識を啓発していただきたい。

それからまた、ボランティアといいますといろいろ、職員はそういうことを思っていると思いませんが、これをしたから行政にこれしてくれとか、いろいろそういうようなことが出てくる場合もあるんですが、ボランティアっていうものの本来の趣旨を十分住民が理解するように、これは進めていかなければいけないものと思います。そういうことです。

2点目ですが、参画と協働の実態と評価について伺います。

参画と協働がどの程度なされているかの具体について伺います。

(1)行政が町民の力を得ていることには現在どのようなものがありますか。

(2)その評価をどう行っているかについてお答え願います。

**○議長（佐野芳彦）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** 1点目でございますが、現在住民参加の機会としましては、住民の政策形成過程への参加としまして各種審議会委員の公募やパブリックコメント制度の創設、広聴制度としましてはまちづくりの集いや町民提案箱、各種イベントの開催にあわせて行う住民意識調査などの制度を設けております。

また、ボランティアの活用としましては、太子あすかふるさとまつりや子育て支援センター「のびすく」における子育てサポーター、学校支援ボランティアなど各課で実施をしている事業においてボランティアの活用を行っております。

2点目でございます。積極的に行政へ参画される住民は、まだまだごく一部に限られているのではないかなという認識もしております。

す。そのため、住民に積極的に行政へ参画していただくには行政情報を適切に皆さんにお届けすることが大事であるというふうに考えております。継続しまして、「広報たいし」やホームページ等で情報提供をしまいたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 質問した趣旨は、ちょっとこれを整理しておきたかったといいますか、どの程度ということをはっきりさせておきたかったわけですが、今おっしゃったようなことでありますので、この参画と協働という言葉はよく使われ、そのようにしていきたいというようなことがよく言葉として使われるわけですが、実際問題としましては今ご説明があったように、ある言い方をすれば限られていると。もう少し住民の皆様の参画、協働をもっといただいてもいいんじゃないかというふうに私は思います。

今答弁の中に住民の意識といいますか、住民が参加したい人がそんなに多くはないんだというような趣旨のご発言だったと思うんですが、財政的にも長い目で見るといろいろ日本全国困ってくる面もありますから、住民の皆様に参画していただいて協働していただくように、やはり行政としてはそういうふうを持っていくといいますか、そういうふうな趣旨といいますか、啓蒙といいますかこれからしていくべきではないかと思っております。

現状としては、今ご説明いただいたように限られた中でなされているわけでありまして。ですから、実際に評価をするといってもなかなかこれをやってどうだったかという評価も実際は難しい面があると思いますが、もっともっと活発にさせていただくようにご努力をいただきたいと思っております。

3点目、情報のバックアップについて。

現在、役場が住民サービスを行うための情報が電算室以外にありません。情報のバックアップを図るべきであります。電算室が何かの災害等に遭った場合に役場の機能が混乱に

陥ります。新庁舎を建てる前に、この対策を講じておくべきであると考えます。どのような手だてがあるか、またいつごろ行うか、お答えをいただきます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 電算システム情報は、データ更新頻度によりましてバックアップサイクルに違いがありますが、基本的には毎日バックアップをとっております。そのバックアップデータはDAT、LTOなどの磁気テープに保存し、電算機械室に保管しているところでございます。

ただ、サーバーと同じ場所での保管は問題があると認識いたしておりますので、新年度予算でメディア用特殊耐火保管庫を購入する予定でございます。町民課の戸籍用ロッカーでの保管を、また住民基本台帳システムにつきましましては、24年度にバックアップサーバーを外部施設へ移設することを計画いたしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それを新年度によろしくお願いたします。

総務常任委員会が町民懇談会をやりましたときに、住民の中からこういうご意見がありましたのでご紹介をしておきます。

現在の庁舎で火事がいったら、たちまち何もかもなくなってしまうのじゃないかと思うが、現在はどういうふうにされているか。そういうふうな情報なりは必ず普通の企業なら持っているが、場所を変えるなり、あるいは重要な金庫で耐火金庫を置いたところに保管しているが、そういった施策はとられているのかという質問があり、私のほうで当日、電算室のところではしかないと私は認識しているがということをお答え、そこに元役場の方が館長としておられたのでその辺も聞いたんですが、実際は後でよく確認しますと、今答弁のようにこれまでなかったわけでありまして、新年度におきましてこの点をきちっとしておいていただくように、手落ちのないよう

お願いをいたします。

4点目、地域包括支援センターの運営についてお尋ねをいたします。

介護保険料率も改定の時期を迎え、本町の高齢者施策を伺います。

本町の包括支援センターの実情は。地域包括支援センターの実情を見て、特にこれらに対応していかなければならないと思われる点はないか。以下、(1)から(4)について過去3年間を平均した場合の1年当たりの件数をお答えください。

(1)相談業務の年間件数と主な内容は。

(2)介護予防のための事業の件数と主な内容は。

(3)財産管理、権利擁護の件数と主な内容は。

(4)高齢者虐待の件数と主な内容は。

また、地域包括支援センター以外の一般論になりますが、(5)現在、高齢者福祉の施設は太子町で足りていると考えているか。

(6)国が使っている用語であります。介護関係の用語は高齢者にとって理解しづらい用語であると思っております。もちろん、理解される方もおられると思っておりますが、理解されない、理解しづらい用語が非常に多い。用語について国にわかりやすくするように言えないかをお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 地域包括支援センターについてでございますが、介護保険法の平成18年度改正によりまして、各市町村で社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師の3職種を必置し、設置しております。本町におきましても、さわやか健康課所管としまして保健福祉会館に設置しております。また、地域包括支援センターとしまして、町内2つの社会福祉法人にランチとして70歳以上の高齢者宅へ訪問し、健康状態や身体機能、日常生活の聞き取りを行う実態把握を行っております。

ご質問の1番目の相談業務の過去3年間の平均についてでございますが、3,956件でござ

います。

その主な内容につきましては、先ほどの実態把握と、介護認定で要支援1または2と判定された方の介護サービスの計画を行う介護予防支援が圧倒的に多うございます。続いて、介護保険制度、老人福祉制度、介護予防事業や住宅改修の相談でございます。

次に、2点目の介護予防教室等の開催事業でございます。過去3年間の平均は277回でございます。平均延べ参加者数につきましては4,879人でございます。

主な内容につきましては、保健福祉会館で実施しております介護予防教室、職員が太田、龍田公民館に出向いてっております介護予防教室、また町内2つの社会福祉法人に委託しております……

（服部千秋議員「もうちょっとゆっくりお願いします」の声あり）

介護予防講演、自治会等へ出向いてしております出前講座の中での介護予防の普及啓発でございます。

次に、権利擁護の相談件数でございますが、過去3年間の平均は8件でございます。

主な内容は成年後見制度についての相談でございます。制度そのものの相談が大半を占めております。中には、ひとり暮らしの少し認知症を発症された高齢者の遠くに住まわっている親族から具体的に成年後見制度を進めるに当たっての相談もございまして、家庭裁判所への申請方法で、具体的にになりますとその支援をされる弁護士会、司法書士会の窓口をご紹介させていただいております。

また次に、高齢者虐待の通報でございますが、過去3年で平均5件でございます。虐待と認知しましたのは3件で、身体的虐待、介護放棄、心理的虐待でございます。虐待を認知した事例の中には、命の危険性が高いと判断いたしますと、養護老人ホーム等への緊急入所措置を行います。

次に、施設でございますが、現在町内には施設サービスとしまして介護老人福祉施設2カ所、介護療養型医療施設1カ所、通所介護

事業所6カ所、認知症対応型共同生活介護2カ所、認知症対応型通所介護1カ所があります。

介護が必要な状態になっても、やはり住みなれた地域で生活が続けられるよう町介護保険事業計画によりまして、今後サービス施設の整備を順次実施してまいりたいと思っております。今後も高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯の増加している状況の中、高齢者にとって介護が必要な状態になってもみずからの意思に基づき、自立した生活を送ることができ、また家族にとっては介護の負担を軽減する体制がとれるよう、さまざまな介護保険サービスをご利用いただきたいと考えております。

次に、介護関係の用語でございますが、ご指摘のとおり高齢者にとって本当に理解しづらくなっていると思います。例えば、特別養護老人ホームという用語につきましては老人福祉法で定義しておりますが、介護保険法では介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設となっております。

この背景には、介護保険よりも古くから老人福祉法の用語に長年なれ親しんでいるところに新たに介護保険が始まりました。当初は、老人福祉法と同じ用語であったものが介護保険の3年ごとの改正がございます。3年ごとの改正にあわせ介護保険の中身が年々細分化され、それに伴い整合性を得るため用語が改正されてきたことがございます。

このような中ではございますが、現場での一般向けの相談窓口やパンフレットの説明にはこれまで使用してきている用語を添えるようにし、丁寧にわかりやすくできる限り用いるようにしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 まず、本町では小規模多機能型施設というのはないということよろしいでしょうか。

それから、用語ですけれども、パンフレットにこれまで使われた用語も併記してと今お

っしゃったんですが、ちょっと私がパンフレットを読んでも、言葉がいいかどうかわかりませんが、頭が痛くなるような漢字がずらずらずらとありまして、似たような表現があります。こういうものをご利用される高齢者の方にお渡ししても、これどういうことなんかいなということで、自分にはどんな方がいいんですかねとか言うて、結局相談をしながらすることになると思うんですが、もう少しわかりやすくといいますか、取っつきやすくといいますか、私が読んでもちょっと頭が痛くなるような部分があるんですね。これの勉強をしてもいろいろ言葉が非常に読んでも大変です。それが実際できるかどうかは別としまして、現場のほうから、私は現場のほうの方ももう少し易しいほうがいいなと思っておられると思いますよ。ですから、県、国にそういう意見も上げていただけませんかということをお願いしておりますが、2点いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 小規模多機能型介護サービスでございますが、介護老人福祉事業計画には掲げてございます。施設整備や太子町のみがサービス利用可能な通所施設ということで、今後また小規模多機能型介護サービス事業の整備に努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほどの用語の関係でございますが、できる限りわかりやすいようにパンフレット等作成するよう周知もしていきたいと考えております。

以上でございます。

（服部千秋議員「国には。国、県にはって僕は聞いた」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 国、県には要望するかという。

（生活福祉部長山本修三「何をですか」の声あり）

国、県にもっとわかりやすい用語をできないかということをお願いする。

続けて。

○生活福祉部長（山本修三） こういった制度の改正ごとに担当者説明会がございます。また、県のほうにもそういったことを発言していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ですから、そういう説明会のときに説明を受けるだけでなく、今おっしゃったことを言うていただきたいと思っております。

近隣小規模多機能を調べてみますと、近隣にはあるんですけども、太子町には残念ながら今おっしゃったような状況であります。整備計画とか施設整備、補助については市町村の権限と責任でやるということでございますので、具体的に、ではどのようにこれからやっていこうと思っておられますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 小規模多機能型施設というのは、行政ではできませんので、事業所の事業所推進、いわゆる指導を行っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 行政がつくるのではないからと今おっしゃいましたが、ですからその事業所に対してどのようにされていきますか。それをお尋ねしております。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 介護老人福祉事業計画の中で、広く広報しながら事業所の推進に努めていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私は、この小規模多機能の役割は今後極めて重要なことになってくると思っております。ですから、これについて十分、今部長が言われたとおり、太子町におられる高齢者のためにいろいろと手を打っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

5点目ですが、太子町の教育について。

前回は太子町内の生徒指導が充実しているかについて問いました。生徒指導だけでなく、教科指導とか、そういったものも含まれておりましたが、今回はその後の経緯と太子町における不登校の児童・生徒の対策などを伺います。

(1)前回の質問後、中学校を初めとする太子町の教育現場において生徒指導の改善が見られていますか。

(2)不登校について。

①（以前も不登校児童・生徒数については聞いている部分がありますが、質問を整理する上で）ここ3年間の不登校児童・生徒数の平均は年度末で各小・中学校で何名いますか。つまり、年度末になるにつれて欠席日数が増えていき、現行の数え方では30日以上になった時点で不登校と数えており、年度末に数が増えるわけでありまして、この質問を行う時点と昨年、一昨年の3年間の平均の人数を各学校ごとにお答えください。（3年分の年度末の数字を、今年度についてはまだ年度が終わっておりませんが、現時点で結構ですので、その3年分の数字を3で割った平均をお答えください。）

②町内4小学校、2中学校では、現在不登校の児童・生徒に対してどのような対応をとっていますか。

③不登校として数えられるまでに、つまり年間欠席日数が30日になる以前の段階において、各小・中学校はどのような対応をとっていますか。30日という定義だけでは、児童・生徒の実態を見誤る可能性があるとは思っております。初期の段階での担任の指導や学校での取り組みが大切だと思いますが、各小・中学校はどのような対応をとっていますか、具体的にお答えください。今後、どのようにしようと思っておりますか、具体的にお答えください。

④近隣市のように、太子町でも学校に行けない不登校の児童・生徒について、つまり現在太子町においては学校の中での教室を開設されているわけでありまして、学校に行け

ない不登校の児童・生徒について学校以外の場所での対応はできませんかということをお尋ねしたいと思います。この点について、近隣市町の様子も調べておりますけれども、それを細かくここでは言わなくてもいいと思います。教育部局のほうも調べておられると思いますけれども、こういった点について、今後本町においてどのようにしようと教育委員会では考えておられるか、お答えを願います。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

(1)の太子町の教育現場において生徒指導の改善は見られているかというようなことで、前回も申し上げましたが、問題行動に効く特効薬はございません。各学校において、全教職員が共通理解のもとで生徒同士、生徒と教師、教師と保護者、教師と関係機関がかかわり、つながることを大切にし、引き続き取り組んでおります。おかげで、中学校においては少しずつ落ちつきを取り戻していると感じております。

(2)の不登校について、その①ですが、不登校児童・生徒数の平均は年度末で各小・中学校で何名いるかということですが、龍田小学校、斑鳩小学校においては、この3年間不登校児童はゼロです。おりません。太田小学校は平均1.3人、石海小学校は平均0.7、太子西中学校は平均12.7、太子東中学校は平均15.7で、以上でございます。

問いの②の各学校において、不登校児童・生徒に対してどのような対応をとっているかでございますが、不登校のおる該当の学校のみ答えさせていただきます。

太田小学校の取り組みですが、担任が家庭訪問を行い、家庭での状況を把握し、学習課題を与えています。また、保護者を含め、スクールカウンセラーによる相談を進めております。さらに、児童の実態に応じて放課後登校や保健室登校を促しております。

石海小学校の取り組みです。担任が放課後家庭訪問を行い、家庭との連絡をとっており

ます。不登校児童の中には発達障害の疑いのある児童もいるため、保護者にカウンセリングを受けていただいたり、特別支援コーディネーター、養護教諭、担任が支援の仕方を話し合うなどの取り組みを行っております。

太子西中学校においては、不登校の原因として家庭環境、友達関係、発達障害、中1ギャップなどが考えられるために担任だけがかかわるのではなく、学年主任、副担任、不登校担任、生徒指導担当などでチームを組織し、家庭訪問や家庭連絡を行い、学校の様子や学習状況を知らせるとともに、欠席理由の把握、原因の解明を行い、個別に対応を行っております。生徒によっては、家の中に引きこもってしまっている場合もあり、面会が困難なケースもあります。

太子東中学校の取り組みですが、西中同様に担任、該当の学年部教員を中心に管理職、不登校担当教員を含め組織的に取り組み、スクールカウンセラー、医療機関、福祉関係部局と情報交換や連携を行いながら生徒や保護者の支援を行っております。

問いの3番、初期の段階の、欠席日数が30日になるまでの取り組みはいかがなものですかというご質問ですが、太田小の取り組みは予兆がある場合、担任が家庭との連絡を密にし、保護者の協力を得ながら登校を促しております。また、課題のある児童においては、定期的に特別支援委員会を開催し、教職員への情報の共有化を図っております。

石海小学校の取り組みは、健康観察カードで欠席者の実態を把握し、気になる児童を事前にリストアップ、教職員の共通理解を図り、家庭訪問や電話連絡などにより、保護者とのつながりに努めております。また、児童が快く教室に入れるよう教室の座席の位置を工夫したり、当該児童の苦手なところの支援を行うなどに努めております。

太子西中学校では、登校できる生徒には別室指導により教科指導や基本的な生活習慣を身につける取り組みを実施しております。また、今年度新たな小・中連携の一つとして、

中1ギャップの解消に向け、西中の3年生が小学校に出向き、授業参観や中学生活でのマナー指導などを小学校6年生に対して行い、中学校へのスムーズな移行ができるよう取り組む予定です。

太子東中学校での取り組みは、生徒の変化やサインを見逃さないよう学年部でなく、全職員が情報を共有し、組織的に取り組むことに努めております。不安を中心とした情緒的な混乱により登校できない生徒については、保護者や生徒本人にカウンセラーや医療機関による相談を促すなど、担任、生徒、保護者だけで抱え込まないように取り組んでいるところでございます。

4番の学校以外での場所での対応ということですが、不登校についてははじめ等や嫌がらせをする生徒の存在や教師との人間関係で登校できない場合、登校の意思はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校できないなど不安を中心とした情緒的な混乱によって登校できない場合、遊びや非行、無気力や学校へ行く意義を認めず、意図的に登校しない場合などが考えられますが、他市町の例を見ますと、学校以外の場所、いわゆる適応教室には行くことのできる児童・生徒もいることから、不登校の児童・生徒に対する支援活動として有効な一つの施策であると考えます。

しかし、適応教室の開設については、指導員の配置等人的な問題だけでなく、子供たちが1日過ごす場所としてのハード面の整備も必要と考えます。したがって、すぐにでも適応教室を開設するという事は現実的ではないと思いますが、今後の研究課題として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 東中において、医療機関、福祉部局と連携をとっているということをおっしゃいましたが、それについてもう少し具体的に説明をください。

それから、学校に行けないので適応教室に

ついて、今他市町のことを若干ですけども触れていただいたわけですが、現場の声として、現場というのは現場の先生の声ということですが、太子の子で太子の中にそれがないために近隣に行っている可能性があるということでもありますけれども、要は太子町の児童・生徒が太子町に施設がないがために近隣にもしお世話になるということになると。ないから、太子町内に。人的なことを今教育長がおっしゃったわけですが、このたびALTについては新年度、私もこのALTを増やしてくれということは過去の一般質問でも言ったことがあります。たつの市と比べると、子供たちが英語に触れる回数が、人数から見ても少ないわけであります。このたび増やそうとしてもらっていることはありがたいことでもあります。

私がもう一つ申したことは、指導主事のことを言ったわけですが、これも今後やっていただきたいと私は強く思っておるわけでありましたが、今回はこの適応教室について、たつのはあると、姫路でもあると、しかし太子ではないということで、太子町内の子供さんが近隣に現在お世話になつてるといような可能性はありませんか。この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。医療機関というのは、明らかにADHDとか情緒不安定等ということが認められる、だれが見てもそういうようなことが——もちろんだれが見てもじゃないけども、教師が見て判断ですが——そういう生徒については心療内科のほうへ促すというような意味でございます。

それから、適応教室の件ですが、他の市町へ適応教室へ行っているということは今のところは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私は、この適応教室についても本町で今後十分ご検討いただきたいと。

先ほど教育長は西中では来れる子については教室でということを言われましたが、これは東中もやっていると思いますが、実際そこまでも来れない児童・生徒がいますので、そういう方に対してどうするかということを今後もっともっと真剣に考えていただければありがたいと思います。

それから、前回の質問以来、改善が見られているかという質問に対しまして、徐々にではあるがよくなっているというお答えであったと思います。どのようにお答えになるかなと思っていたんですが、実態は私もそうだと思います。

あの後も町内を自転車で回ってみますと、ちょうど中学生が帰っているときに出くわしたり、あるいは新年ですと中学生が自転車に男の子数名乗って、道の中に寝転がってしまっていたりとか、そのときは私もその子らに声はかけましたけど、学校訪問したときに私も顔を覚えていた子供でありましたのでね。だから、もうちゃんとせえよと、ちゃんと頑張らって勉強せえよというような趣旨のことは言っておきましたけど、ほかにも例えば女子中学生が帰るときにスライドゲートの手回しの部分を女の子が上がって、あはははと言いながら回したり、いろいろしていたりとかです。

だから、前回の答弁の中で一部の者がやっているとというような答弁をされていましたが、私は必ずしもそういうことではないと思います。学校現場を経験した者であれば、教育長もおわかりだと思いますけれども、そういうような状況が長い間続けば全体に波及するわけであります。前回は学校に行ったときに先生と話していたら、いや一部じゃなくてこちらで、みんな先生方が数名で注意したらどうですかと言うたら、いやこちらで注意したらまたこちらで起こるとんですよというような状況でしたので、現実には本当に大変です。私も見たときも、余り前回のときに学校をけなすようなことは言いませんで

したけれども、本当にもう大変だなと思って帰ったのが実態であります。

これをひとつ公立の先生方に苦言を呈しておきたいわけですが、私も公立の教員の経験もありますが、私立の教員の経験もあります。例えば議員が学校のことを質問すれば、現場のほうからちょっと見ただけで学校のことを知らぬのに質問してみたいなことを仮に言われた場合、言われてるわけですが、見に行ったときに非常に悲惨な状況であれば、やはりそのことを十分考えていただいて、もちろん子供の様子はいろいろ変わりますけれども、自分たちが指摘されたところはそのことについて十分に考えていただきたい。

これは、私立の学校とか学習塾とかであれば、もし保護者様なり、保護者だけじゃなくてもどなたからでもですが、ご指摘を受ければ、そのことを十分真摯に考え、対応をとって行くわけでありますので、全体を見てから言ってもらえとかいろいろ、そうではなくて何かがあったらそれについて十分公立の学校においても対応していく。いろんな理屈を言うのではなく、現状について十分親や子供たちの立場に立って、自分たちがもっとも改善すべき点については考えていただいて、余り自分たちを正当化するようなことに聞こえるように言われると非常にショックなわけであります。もちろん、一生懸命頑張っても十分できないことはあるわけですが、それについての姿勢を公立の学校の先生方になお一層考えていただきたいと思います。何か指摘されれば、それを十分考慮していただきたい。このことは、現場の管理職に伝えておいていただきたい。これは東中だけでなく、すべての学校の管理職に伝えておいていただきたいと思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 他の市町の教員の様子はわかりませんが、本町内の教職員についてはどの町よりも、どの私学よりも時間をか

けて子供に向き合って丁寧に指導し、また地域へ赴いて、また保護者にも懇切丁寧に理解されるまで長時間、昼夜を分けずに対応してるところでございます。

どのように服部議員に対応したかはちょっと定かじゃないですが、もしそのようなことが調べてありましたら、校長を通じて指導させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) 服部千秋議員。

○服部千秋議員 本町の教員はほかに比べて劣らぬよう十分いろいろやっていると、こうおっしゃるんですけど、私は頑張っておられないとかそんなこと言ってるんじゃないかと、何か指摘があったとき、頑張ってやらせていただきますということをやっぱり言っていたきたいと。

学習指導についても、塾は非常に私は子供たちの助けになってると思っておりますよ。本当に懇切丁寧に何度もというておっしゃいますけども、塾のほうはかなりいろいろと相手の様子を見て、今は個別指導が非常に多いわけですから、相手一人、その人に合わせていろいろと指導しておるわけでありまして、どこの私学にも負けずやっておりますとか、そういうことじゃなくて、勝ってる負けてるとかじゃなくて、頑張る指導をお願いしたい。

こういう場では、教員がやってないとかそういうことは立場上言えませんし、現場の人も公の席では管理職は教員がやってないとは言いませんけれども、言えないわけですよ、そういうこと言ったら大変ですから。ですけど、実際には私はある学校で、先生、注意しとってんですかねって言いました。ほんなら、いや、これは親にも言いましたが、実際には教員の指導力にも差がありましてとかということを使うわけでありまして。ですから、実態のことを余り隠すような、みんな頑張ってる生徒指導が十分機能していますという言われるんじゃないかと、生徒指導が十分機能しとったらああいう状態にならないわけでは

わ。ですから、もっともっと頑張っていたきたい、そのように思っておりますので申し上げます。

続いて、6点目でございます。役場が情報を開示しない姿勢について。

当局が情報を開示しない姿勢が最近特に激しい。昨年の議会改選以後、特にその傾向が著しい。

新庁舎建設検討委員会の傍聴はできないのですかと企画政策課に問うたところ、総務部長から、町民に情報を途中段階で出すと混乱を招くとのことでありました。議員は町民の代表であり町民に知らせたいが、議員は町民から現状を聞かれるのだがと言うと、議員も町民だ、傍聴できないとのことでありました。一方、議事録の公開は会議から2カ月後しか発表をされません。

(1)そもそも、傍聴はできるかどうかを新庁舎建設検討委員会に諮られたのか。傍聴されないということを委員会に諮った上で答えられているのか、担当課や担当部長で判断して答えられているのか。この判断はどこがなされましたか。事が当局一存で決められるのなら、新庁舎建設検討委員会の存在意義はどこにあるのでしょうか。諮っていないとすれば町が進め方自体を主導していることになると思いますが、いかがでしょうか。

(2)当局が野々市市を視察して学んだことは。

総務常任委員会から、当局が視察した野々市市の視察結果を出席していただいて説明してもらいたいという出席要求の打ち合わせをいたしました。総務部長からは、町長は上司であるから報告するが、議会に報告する必要はない。委員会で委員が質問しないのなら出席する。資料だけは出す。上司と相談するとの回答でありました。後日、出席しない旨の連絡が議会事務局にありました。

①町民の税金を使って視察しているのに、なぜ当局は議会に説明しなくてもよいと言うのか。議会に報告しないのは、町民に選ばれた議会に報告しないというのは、町民に報告

する気がないと同じことだと思うが、いかがでしょうか。

②改めて問いますが、視察で得たことについて、その内容報告をこの席で求めます。議場は、町民の代表が出ている場であります。私たちは、住民を代表して行財政の運営を監視する機能を有しています。お答えをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 太子町新庁舎建設検討委員会は、太子町新庁舎建設検討委員会設置要綱に基づいて設置をいたしておりますが、傍聴させるかどうかの判断につきましては、あくまで執行権の範囲内というふうに考えております。

しかしながら、この委員会は住民の皆様から建設的な意見をお聞きするため、公募委員、各種団体の代表者、議会代表者など幅広い中から就任していただいております。まさしく住民の皆様を代表とした委員会でございます。特に庁舎建設に係る住民の皆様への公表などを含めて、この委員会にお諮りして決定をいただき、事務を進めているところでございます。現段階は、新庁舎を建設する上で必要な整備の方針を示す基本計画案を策定する段階であり、町としての考え方を整理できる3月にパブリックコメントの実施や住民の皆様のご意見をお聞きするまちづくりの集いを開催させていただきます。執行者として、住民の皆様のご意見を聞いて計画に反映したいというふうに考えております。

また、議事録につきましては、議事録が整理された段階で公表をさせていただきますが、第2回検討委員会からは議事録署名委員も設置しておりますので、少々時間がかかることにつきましてはご理解をいただきたいと思っております。

それから、野々市の関係でございますが、職員の出張の復命につきましては、太子町職員服務規程にその結果を上司に報告しなければならないと定められております。議会へ報告するものではございません。あくまで通常

の職務の範囲の中で上司に報告ということでございます。

それから、改めて視察の内容の報告を求めるといってございますが、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 まず、(1)について、傍聴については執行権の範囲で許可するか許可しないかを決めれると考えているというふうにおっしゃいましたが、ですから私が聞きましたのはどなたがこういうふうにおっしゃいましたか、町長ですか。

それから、2番目、復命を見せてくれとは言っておりません。内容をお伺いしています。

当局が私たちに提出した資料を見ますと、私たちが取り寄せてる資料と全く同じものもあるんですね。私たち委員会で私委員長ですから、先方に連絡をとり資料をいただいて委員に見ていただいているわけですけど。ですので、同じでないものもありましたが、同じものをいただいてもそれは持っているわけでありまして、そちらが全部出されたかどうかという面もありますが、私たちのほうが各階の平面図も屋根伏図、立面図、断面図とかも持っておりまして、そちらがそれを手に入れておられるのかおられないかは存じませんが、そういう資料だけ、まして同じものを出されても困るんですね。

町民懇談会でこのような意見が出ましたので申しておきます。私たち議員は、総務委員会は、町民からこのようなことを言われました。

役場の人々が20人行かれるのならば、税金使っただけで行かれるならば、こういったことを見に行きますと……こういった庁舎に対してどういったことを見に行きますよとか、そういったことをちゃんと後々見に行きました、見たときこういう結果でしたということをお出ししておいてもらえたほうが、皆さん20人だから、石川県へ温泉入って帰ってきたのではないかとこのように思われても嫌だろうかと

ら、議会を通して20人連れていったらその辺ちゃんとやってもらったらなど。行政にちゃんと議会の人も言ってもらって、税金使っていくのだから、行政の人にちゃんと行っていくべきではないかと思う。

これに対しまして、私はその席で、その見てきた内容の視察について、私たち総務委員会で当局に対して視察の内容をどうであったか、どのようであったかを聞くようにするというふうにお答えをいたしました。

そして、私たちは委員会として当局に説明してもらえませんか。私たちも町民にそのように言ってるわけですから、やはりそれは本当に果たさなきゃいけませんからね。何も復命書を見せてくれて言ってませんよ。その内容について言っていたきたいわけですから。いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 傍聴に関しましては町長、副町長に了解を得ております。

それから、出張の復命につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり上司に報告ということでございます。基本的に間違っただけではありません。議員と私たち職員は、上司と部下の関係ではございません。

それから、出張につきまして、我々が得ました貴重な体験につきましては基本計画の案の中に作業部会を通じて反映させていくということでございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私は間違っておりませんよ。別に私たちが上司だというふうに全く言っておりませんし、そんなことも言っておりません。上司と部下ではありませんということをおっしゃってるんですけど、私たちは町民の思いを受けていろんなことをさせていただいているんです。ですから、お尋ねをするわけなんです。上司とか部下とか、そんなこと何も申し上げておりません。

非常に情報を出さないように出さないようにされてるわけですが、視察に行った方こういうことを見てこられたんですかって聞い

たら、言わないように言われてますからということで、職員に対して言わないように指示をされてたら、私は別に細かいことは根掘り葉掘り何も聞くつもり全然ありませんよ。どんな感じだったんでしょうかと思ってこう聞いたんですが、言わないように言われてますからということなんです、なぜそこまで情報を出さないようにされるんですか。2点、最初のと後のと。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） お答えいたします。

よく町民の代表というお言葉を服部議員は使うわけですが、町民の代表という5文字ですべてをくくろうとするのは基本的に次元が違う話ですね。私どもが1つの出張に行って1つの復命をするというのと、町民の代表という全く異質な範囲の中での議論ですから何とも申しようがございません。

（服部千秋議員「もう一点。2つ今言いました」の声あり）

もう一点、何でしたっけ。

○議長（佐野芳彦） もう一点、ちょっともう一回。

（服部千秋議員「いや、時間があれるから。休憩して」の声あり）

休憩で。暫時休憩します。

（休憩 午後4時37分）

（再開 午後4時37分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（香田大然） どこまで言うかどこまで言わないか、通常は情報公開条例ありますからそれに従ってもらえばいいわけで、どんな細かいことをどこまで針の穴ぐらいのことを聞かれても困りますんで、そういう意味でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 針の穴を聞いておりませんので。姿勢の問題でございます。

私が町民の代表、代表としてよく言うけれ

どもとおっしゃってるけど、そんなによくよく言ってないと思いますけど、まずね。

ですから、私たちは町民に報告しなきゃいけないわけですよ。そして、町民の思いをそれぞれ議員、違うことを言うこともありますけども、それはそれでそれぞれ聞いてきてるわけですから、それぞれ思っただけで発言するわけですから、それをやはり受けとめるような行政でないといけないと思います。

こちらは攻撃も何にもしていませんよ。どういうことを見てこられたか聞いてくださいと町民がおっしゃっていて、私たちもそう思うから委員会としてお尋ねしましたので。とても本当に残念なんです、私。私が言いに行ったらもう私の言い方がもしかしたら悪いん違うかみたいなことを言い出す議員もこの前おりましたけども。そういうことでなくて、私は丁寧にいつも委員会の皆さんの思いの代表として伝えているので、言い方も丁寧に言っております。

今後、こういうことを言っても現在の町当局がそのようにしていただけるかどうか甚だ疑問でありますけれども、議会に対していろいろと情報を、いや個人情報に係るようなことは出していただかなくて結構ですよ、そんなことに係らなかつたらいろんなことを出したからといって何にも問題にならないわけですから、情報を行政側だけでとどめておくことがないように心からお願いをしておきます。

私は野々市町のことについても、当然報告をしていただいているものであると思っております。

最後に、7点目でございますが、町長の再出馬について伺います。

この夏で太子町長の任期は切れますが、現町長は再出馬されるおつもりかどうかお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 私もこの8月5日で、

3期目の任期満了となるところでございます。

そうした中で、せんだっての選挙管理委員会でも6月23日に立候補予定者の説明会、そして7月24日告示、7月29日投票日ということが決定されたところでございますが、今再出馬についてのご質問でございますが、私自身やはり3期目のあと5カ月少々を残しておりますが、太子町の発展を願う中で、先ほど来いろいろと議論していただいております庁舎問題などいろいろな懸案事項がございます。現時点におきましては与えられた職務を全うしまして、しかるべき時期に最終的に判断をさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 これまで私の質問を終わらせていただきますけれども、当局におかれましては、今後議会に対して情報を出していただくようお願いをいたします。

終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思いますすが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

次の本会議は2月29日午前10時から再開します。

なお、2月29日の本会議は改めて開催通知はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さんでした。

（散会 午後4時44分）